

入間市地球温暖化対策実行計画 草案

目次

1. 基本策定の背景.....	1
1.1 策定の主旨.....	1
1.2 本計画の位置付け.....	1
2. 地球温暖化の現状と国内外の動向.....	3
2.1 地球温暖化の現状.....	3
2.2 国際動向.....	4
2.2.1 地球温暖化対策等に関する主な国際動向.....	4
2.2.2 国際連合「持続可能な開発目標（SDGs）」.....	6
2.3 国内動向.....	8
2.3.1 地球温暖化対策等に関する主な国内動向.....	8
2.3.2 国の「地球温暖化対策計画」.....	9
2.3.3 国の「気候変動適応計画」.....	9
2.3.4 埼玉県の取り組み.....	9
2.3.5 入間市のこれまでの取り組み.....	11
3. 入間市の地域特性.....	13
3.1 自然条件.....	13
3.1.1 地形・水系.....	13
3.1.2 植生.....	13
3.1.3 気象.....	14
3.2 経済的条件.....	15
3.2.1 事業所数・従業者数の推移.....	15
3.2.2 産業の特徴.....	16
3.2.3 経済循環分析.....	17
3.3 社会的条件.....	18
3.3.1 人口推移・将来人口.....	18
3.3.2 土地利用.....	20
3.3.3 地域公共交通.....	21
4. 気象変動の現状と将来予測.....	24
4.1 日本の温室効果ガスの現状.....	24
4.2 日本の気候変動の現状と将来予測.....	25
4.3 入間市の温室効果ガス排出量の現状.....	29
4.3.1 部門別温室効果ガス排出量.....	30
4.3.2 温室効果ガス吸収量.....	35
4.4 入間市の気候変動の現状及び将来予測.....	36

4.5 入間市の気候特性に即した適応策の策定	37
5 本計画の目標	38
5.1 入間市が目指す将来像	38
5.2 温室効果ガス排出量削減目標の考え方	39
5.2.1 削減ポテンシャルについて	40
5.3 温室効果ガス排出量の将来推計	42
5.4 温室効果ガス排出量の削減目標	46
5.4.1 中期目標・長期目標の設定	46
5.4.2 部門別削減目標の設定	46
5.5 脱炭素ロードマップについて	51
6 地球温暖化対策に係る施策・取組	52
6.1 各主体の役割	52
6.1.1 市民	53
6.1.2 事業者	54
6.1.3 行政	55
6.2 持続可能なまちづくり	56
6.3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項	56
7 計画の推進体制・進捗管理	58
7.1 計画推進体制	58
7.2 計画進捗管理	58

1. 基本策定の背景

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第3項で規定されている、地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる「地方公共団体実行計画」）となります。

1.1 策定の主旨

近年、世界各地で、気温の上昇や大雨の頻度の増加等、地球温暖化による影響がより顕著に現れています。異常気象により、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加等、様々な影響が現れており、人々の生活、自然環境、経済、社会にも重大な問題を引き起こしています。地球温暖化は、グローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。しかし、地域社会が直面する課題は環境問題だけではなく、少子高齢化および人口減少や働き方の大きな変化への対応などの課題も抱えています。これらの多様な課題を踏まえ、持続可能な地域社会を構築していくためには、環境、経済、社会を統合的に向上する社会へと変革していくことが不可欠です。

この変革には2つの要点があり、1. 気温上昇の緩和。2. 気候変動への適応です。気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制しつつ、既に起こりつつある、又は起こりうる気候変動の影響に対応して、これによる被害を防止・軽減し、生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全を図ることです。

これは、単なる制度や技術の導入だけではなく、人々と社会が本質的に変化することが必要です。気候変動をはじめとした様々な課題に対する負担意識を持つのではなく、課題の解決に向け、多くの人々が本質的な関心を持ち、倫理、制度、経済の変化が進み、温室効果ガスを排出しないエネルギー等の科学技術が進歩することで、社会の変革が起こりえます。このような現状を踏まえ、本市においても、気候変動に対する本質的な取組が求められています。市民や事業者が気候変動対策に関心を持ち、本市とともに、温室効果ガスを排出しないエネルギーシステムへの転換などに取り組む必要があります。また、気候変動による様々な影響に備え、回避・軽減を図る適応策に、これまで以上に注力して取り組む必要があります。

1.2 本計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策推進法」で規定する、地方公共団体実行計画において、温室効果ガスの排出量の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画であり、本市の上位計画や関連計画との整合を図っています。また、「気候変動適応法」や国の「気候変動適応計画等」も踏まえ、適応策を進めます。

本計画では、本市を取り巻く社会経済状況の変化や気候変動を始めとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応するため、「入間市総合計画」との整合を図り、「入間市環境基本計画」と一体となり、関連する様々な環境分野における施策の方向性を与えるものとして、これまでの取組の継続と発展を踏まえた上で、今後の更なる取組の強化を図ります。

なお、地方公共団体実行計画事務事業編にあたる、本市役所の取り組みについては、本計画に包含するとともに、第5章5.2において記載します。

本計画は「入間市環境基本計画」に掲げる5つの基本方針の一つ「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」の実現に向けた施策の部門別計画に該当するもので、入間市SDGs 未来都市計画の影響を受けるものとします。

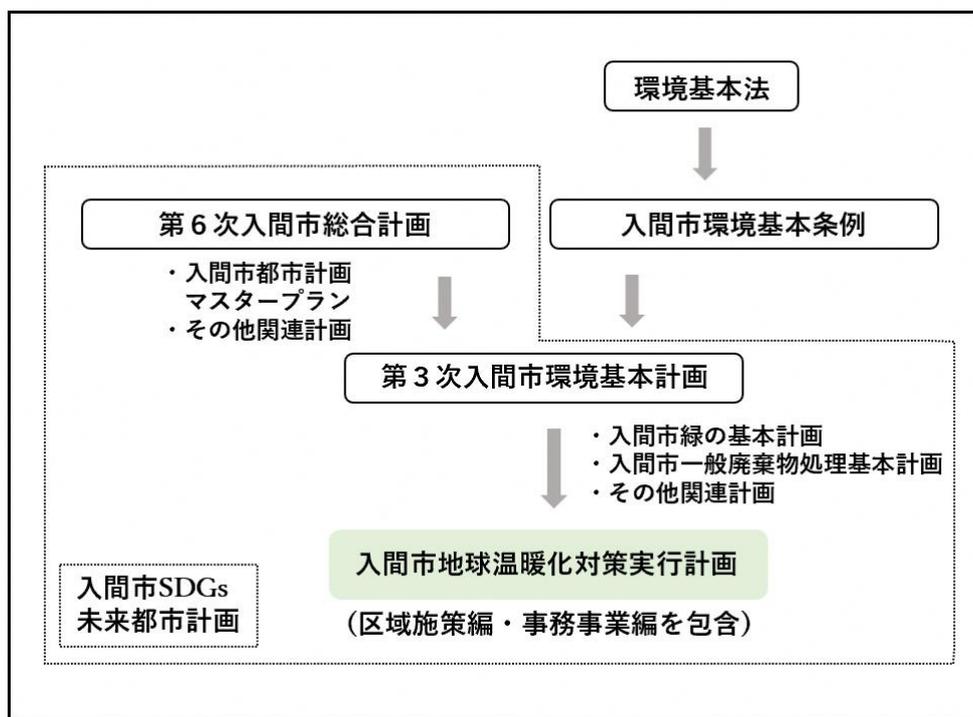


図 1.2-1 本計画の位置付け

2. 地球温暖化の現状と国内外の動向

2.1 地球温暖化の現状

産業革命以降、人類は石油や石炭などの化石燃料を使用した産業活動の活発化により、大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等)が急激に増加しました。また、温暖化への影響がもっとも大きい温室効果ガスである二酸化炭素は、私たちの生活に不可欠な電気などのエネルギーを作る際に、大量の二酸化炭素が排出されています。

その結果、森林などの地球環境が自然に吸収できる量を大幅に上回る温室効果ガスが排出され、地球の平均気温の上昇が生じています。これを「地球温暖化」と呼び、地球温暖化による海面の上昇や自然災害の頻発など、長期的に様々な気候状態の変化を「気候変動」と呼びます。

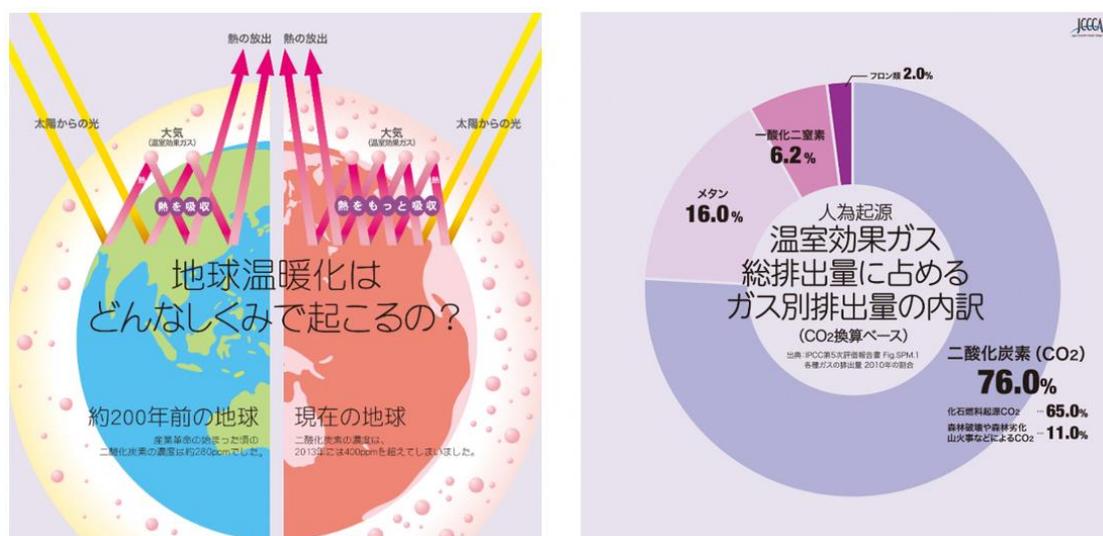


図 2.1-1 左：地球温暖化のメカニズム 右：温室効果ガス総排出量のガス別排出量内訳
出典：JCCCA「地球温暖化の原因と予測」

また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 6 次評価報告書 (2015~2021 年) では、「人間活動の影響で地球が温暖化している」ことについて 2014 年の第 5 次評価報告書で「可能性が極めて高い (95%以上)」と評価されていた流れから、第 6 次評価報告書 (2015~2021 年) においては「疑う余地がない」と結論されています。

2.2 国際動向

国連気候変動枠組条約は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げています。

2.2.1 地球温暖化対策等に関する主な国際動向

地球温暖化対策等に関する主な国際動向は、次のとおりです。

・ 2015年、フランス・パリにおいて、COP21 及び CMP11 が行われ、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されました。また、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することが義務付けられるとともに、その目標は従前の目標からの前進を示すことが規定され、加えて、5年ごとに協定の世界全体としての実施状況の検討（グローバルストックテイク）を行うこと、各国が共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けることなどが規定されました。そのほか、二国間クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用、森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する取組の奨励、適応に関する世界全体の目標設定及び各国の適応計画作成過程と行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどが盛り込まれました。

国名	1990年比	2005年比	2013年比
日本	▲18.0%	▲25.4%	▲26.0% (2030年までに)
米国	▲14~16%	▲26~28% (2025年までに)	▲18~21%
EU	▲40% (2030年までに)	▲35%	▲24%
中国	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに2005年比でGDP当たりの二酸化炭素排出を60~65%削減 2030年頃に二酸化炭素排出のピークを達成 		
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに、対策を講じなかった場合の2030年比で37%削減 		

図 2.2-1 パリ協定各国の削減目標

・2016年4月にはパリ協定の署名式が米国・ニューヨークの国連本部で行われ、175の国と地域が署名しました。同年5月には我が国でG7伊勢志摩サミットが開催され、同協定の年内発効という目標が首脳宣言に盛り込まれました。同年9月には米中両国が協定を同時締結したほか、国連主催のパリ協定早期発効促進イベントが開催されるなど、早期発効に向けた国際社会の機運が大きく高まりました。そして同年10月5日には、締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%との発効要件を満たし、同年11月4日、パリ協定が発効されました。なお、我が国は同年11月8日に締結しました。

・2021年10月末より、英国のグラスゴーにおいて、COP26・CMP16・CMA3が開催されました。COP26では、全体決定として、最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定に定められた1.5℃に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容のほか、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遡減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズアウトを含む努力を加速すること、先進国に対して、2025年までに途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍にすることを求める内容が盛り込まれました。また、COP25において検討を継続することとされていたパリ協定第6条の実施指針について合意され、国際枠組下での市場メカニズム（JCMを含む。）に関するルールが完成しました。二重計上の防止については、我が国が提案していた内容（政府承認に基づく二重計上防止策）が打開策となり、今回の合意に大きく貢献しました。この結果を踏まえて、その他、透明性枠組み（各国の温室効果ガス排出量、削減目標に向けた取組みの進捗・達成状況等の報告制度）、NDC実施の共通の期間（共通時間枠）、気候資金等の重要議題でも合意に至り、パリ協定のルール交渉を終え、更なる実施強化のステージへと移りました。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ^(*) を目指すなど <small>(*) 温室効果ガスの排出を全額としてゼロにすること</small>
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 60-65% 削減 <small>(2005年比) ※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを旨す</small>	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55% 以上削減 <small>(1990年比)</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 45% 削減 <small>電力に占める再生可能エネルギーの割合を50%にする 現在から2030年までの間に予想される排出量の増加分を10億トン削減</small>	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030 年度 において 46% 削減 (2013年比) <small>※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	森林などによる吸収量を差し引いた 温室効果ガスの実質排出量を 2050 年までに 約 60% 削減 (2019年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 50-52% 削減 <small>(2005年比)</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています (2021年11月現在)

図 2.2-2 COP26 後の各国の削減目標
全国地球温暖化防止活動推進センターより

2.2.2 国際連合「持続可能な開発目標 (SDGs)」

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) は、平成 27 (2015) 年の国連総会で採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、これらのゴール・ターゲットには、エネルギーや気候変動対策との関わりが深いものが複数含まれています。「ゴール 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに」では、令和 12 (2030) 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を

大幅に拡大させることや、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させること等が掲げられています。また、「ゴール 13：気候変動に具体的な対策を」では、すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化することや、気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善すること等が掲げられています。

わが国の現状をふまえ、政府は、日本におけるSDGsの実施指針を平成 28（2016）年 12 月に決定し、2030 アジェンダに掲げられている5つのP（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ））に対応する日本の8つの優先課題を掲げています。環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全などが掲げられており、全ての課題に統合的に取り組むとしています。



図 2.2-3 日本におけるSDGsの実施指針

2.3 国内動向

2.3.1 地球温暖化対策等に関する主な国内動向

地球温暖化対策等に関する主な国内動向は、下記の表のとおりです。

表 2.3-1 地球温暖化対策等に関する主な国内動向

時期	出来事
1998（平成10）年 10月	地球温暖化対策推進法を制定
2012（平成24）年 4月	「第四次環境基本計画」にて、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す宣言
2012（平成24）年 7月	期間限定で電気事業者に調達を義務づける再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始
2013（平成25）年 11月	地球温暖化対策推進本部開催、「2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度比で3.8%減とする」を宣言
2015（平成27）年 7月	経済産業省による「長期エネルギー需給見通し」の発表
2015（平成27）年 7月	「日本の約束草案」決定、気候変動枠組条約事務局に提出
2015（平成27）年 11月	「気候変動の影響への適応計画」策定
2016（平成28）年 4月	電力小売の全面的な自由化開始
2016（平成28）年 5月	「地球温暖化対策計画」策定
2017（平成29）年 4月	再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）改正法施行
2017（平成29）年 4月	都市ガスの小売が全面的に自由化
2018（平成30）年 6月	気候変動適応法が公布
2019（令和元年）年 6月	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定。最終到達点としての「脱炭素社会」の宣言
2020（令和2年）年 10月	我が国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言

2.3.2 国の「地球温暖化対策計画」

2021年10月22日、地球温暖化対策計画が閣議決定され、地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2016年5月13日に閣議決定した前回の計画を5年ぶりに改訂しました。日本は、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

表 2.3.2 地球温暖化対策計画

時期	出来事
2016（平成28）年 5月	地球温暖化対策計画を閣議決定、「2030年度において、2013年度比26.0%減の水準」、「2050年度までに80%削減を目指す」目標を掲げ、目標達成の講ずべき施策等を示した
2021（令和3）年 10月	地球温暖化対策計画を閣議決定、「2030年度において、2013年度比46.0%減の水準」、「2050年度までにカーボンニュートラルを目指す」目標を掲げ、目標達成の講ずべき施策等を示した

なお、地球温暖化対策推進法では、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体は実行計画を策定することが規定されています。

2.3.3 国の「気候変動適応計画」

気候変動適応計画策定の過程は、下記の表のとおりです。

表 2.3-2 気候変動適応計画策定過程

時期	出来事
2013（平成25）年 7月	中央環境審議会に気候変動影響評価等小委員会を設置、気候変動が日本に与える影響及びリスクを評価
2015（平成27）年 3月	中央環境審議会において「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」を取りまとめ
2015（平成27）年 11月	「気候変動の影響への適応計画」を策定
2018（平成30）年 6月	気候変動適応法が公布

2.3.4 埼玉県の取り組み

埼玉県では、令和2（2022）年3月に策定された「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」において、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標（平成25（2013）年度比26%削減）を示すとともに、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしています。

埼玉県2030年温室効果ガス排出目標
2013年比

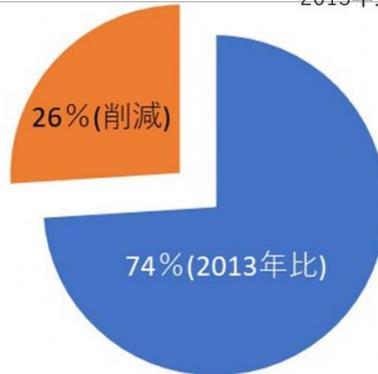


図 2.3-1 埼玉県 2030 年温室効果ガス排出目標

また、目標設定型排出量取引制度の実施により、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業所を対象として、削減目標を設定し目標達成に努めるように要請しています。事業者が自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により、他事業所の削減量や再エネクレジットなどのオフセットクレジットを取得し、目標達成に充てることができます。

埼玉県版スーパーシティプロジェクトを考案し、超少子高齢社会を見据え、県内各地の特性を生かし、県民一人一人が支え合って日常生活を心豊かで安心・快適に暮らせる持続可能なまちをつくり、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に資します。

- コンパクト：必要な機能が集積しゆとりある”魅力的な拠点”を構築
 - スマート：新たな技術の活用などによる”先進的な共助”を実現
 - レジリエント：誰もが安心して暮らし続けられる”持続可能な地域”を形成
- また、本プロジェクトには本市も取り組んでいます。



図 2.3-2 埼玉県スーパーシティイメージ図



図 2.3-3 埼玉県スーパーシティに取り組む市町村

2.3.5 入間市のこれまでの取り組み

本市は、平成 10(1998)年度に恵み豊かな自然環境を損なうことなく次世代に引き継いでいくことを目的とした「入間市環境基本条例」(平成 10 年条例第 31 号)を制定しました。これに基づき平成 11(1999)年度に入間市環境基本計画を策定し、以後第二次、第三次の計画を策定するなど、人と環境が共生するまちを目指し取組を進めています。

第三次入間市環境基本計画(令和 2(2022)年 3 月)では、基本方針の一つに「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策」を掲げており、エネルギーの有効利用やごみの減量・再使用・再利用を推進しています。更に第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市施設及び市事業、市職員を対象に各種目標値を定め、その達成に向け率的に温暖化対策に取り組むことで、市民・事業者の模範となることを目指してきました。

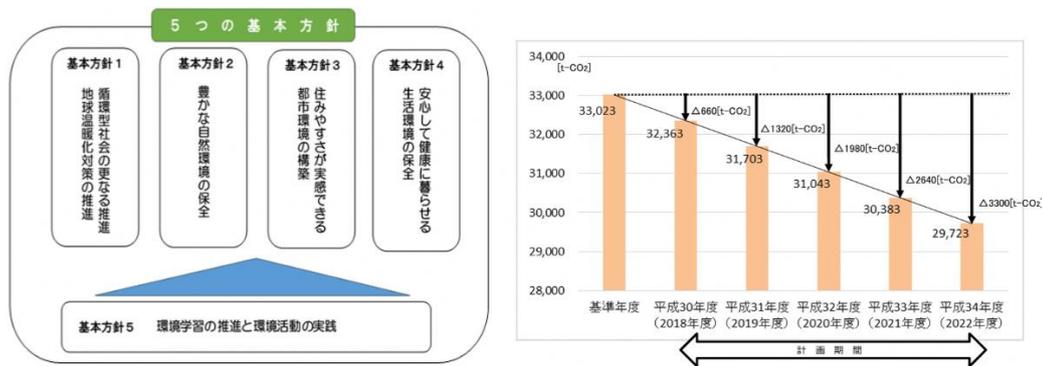


図 2.3-2 第三次入間市環境基本計画基本方針 (左)

第四次入間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)削減目標 (右)

令和3(2021)年2月には、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市で構成される埼玉県西部地域まちづくり協議会(以下、「ダイアプラン」という)の一員として、「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、地球温暖化対策を重要な課題として位置づけ、従来の取組と合わせ、市民・事業者と協働した各種施策を展開していくこととしています。

令和4(2022)年4月、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策の推進のため、専門部署として「エコ・クリーン政策課」を設置しました。

また、同年5月に内閣府から「SDGs 未来都市」として入間市が選定を受けました。SDGs 未来都市計画に基づき、誰もが心身ともに健康で幸せを実感できるまち「Well-being City いるま」の実現に向けて、官民連携による地域資源を活かした未来共創のまちづくりを進めています。

更に、同年6月には、市民・企業・行政等多様な主体が連携・協働し、エネルギーの地産地消や防災レジリエンス強化につながる脱炭素型まちづくりの推進体制を構築するため、「入間市ゼロカーボン協議会」を設立しました。



図 2.3-4 ダイアプラン「ゼロカーボンシティ共同宣言」

3. 入間市の地域特性

3.1 自然条件

3.1.1 地形・水系

本市は、豊かな自然と文化に彩られたまちです。市域全体は、海拔 60m から 200m のややなだらかな起伏のある台地と丘陵からなり、市東南端と西北端には、それぞれ狭山丘陵と加治丘陵があり、市域の約 10 分の 1 を占める茶畑とともに緑の景観を保っています。

図 3.1-1 が示しているように、市の西北部には荒川の主流である入間川が流れ、中央部に霞川、南部に不老川がそれぞれ西から東に流れ、優れた景観をかたちづくっています。そこで育まれた文化や産業は、多様な農林産物とともに貴重な地域資源となっています。また、近年、都心からおよそ 40km 圏という地理的条件と交通の利便性も相まって、自然と都市のバランスがとれた地域となっています。

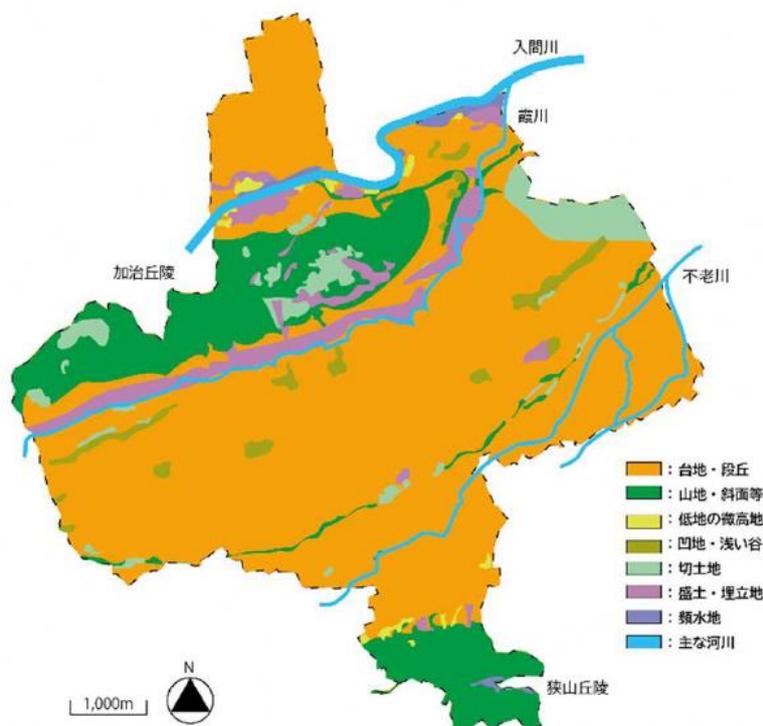


図 3.1-1 入間市の地形

3.1.2 植生

本市は、加治丘陵や狭山丘陵で落葉高木であるクリ-コナラ群落やクヌギ-コナラ群落が広がるだけでなく、狭山丘陵には大谷戸湿地やススキ草場が形成されています。その他、植林による針葉樹が点在し、入間川や霞川、不老川沿いにはオギ群落やヤナギ高木群落といった水辺の植生が成立しているなど、多様な植生帯が創出されています。また、金子地域では茶畑が広がり、市域全体では里山的な環境が構成されています。

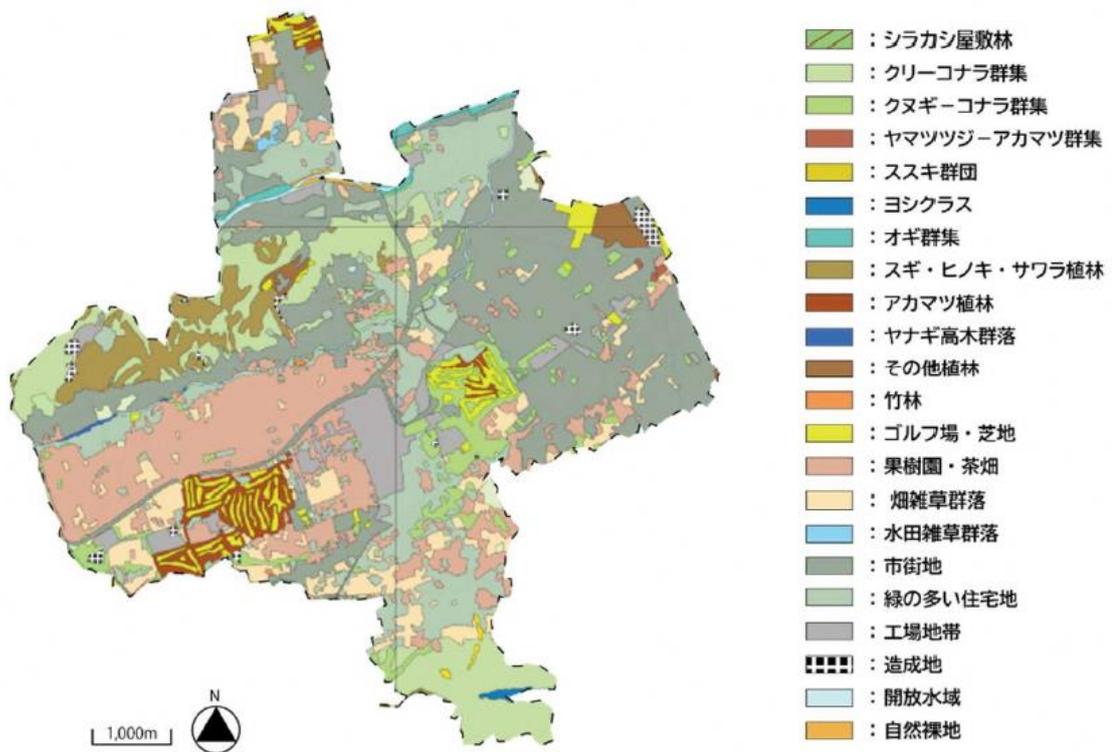


図 3.1-2 入間市の植生

3.1.3・気象

本市の天候は晴れの日が多く、図 3.1-1 に示すとおり、令和元(2019)年では年間の約 6 割が晴れとなっています。また、降雪日は非常に少ない状況です。図 3.1-2 に示す平成 7(1995)年からの天候の推移をみると、日数に変動はあるものの、概ね安定的に晴れの日が多い状態で推移しています。

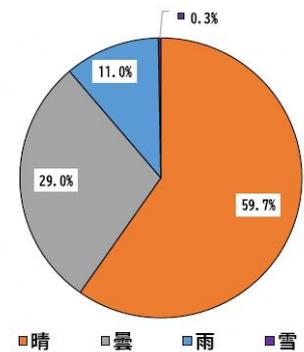


図 3.1-1 入間市の天候別日数割合

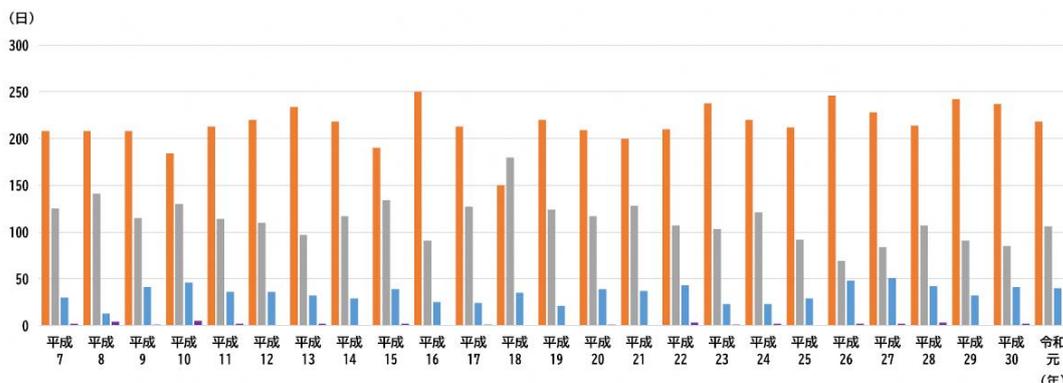


図 3.1-2 入間市の天候推移

3.2 経済的条件

本市は、工業統計調査による平成 30(2018)年の製造品出荷額等は 4,821 億円で、県内 63 市町村中 10 番目の工業都市です。また、平成 28(2016)年の経済センサス・活動調査による卸売業・小売業年間商品販売額は 2,479 億円で、県内 17 番目の商業都市でもあります。

3.2.1 事業所数・従業者数の推移

本市における 3 分類別の事業所数並びに従業者数の推移をみると、昭和 47(1972)年以降は第 3 次産業の割合が最も高い状況です。産業全体としては平成 13(2001)年までは増加の一途をたどっていましたが、近年は変動がありつつも微減傾向にあります。

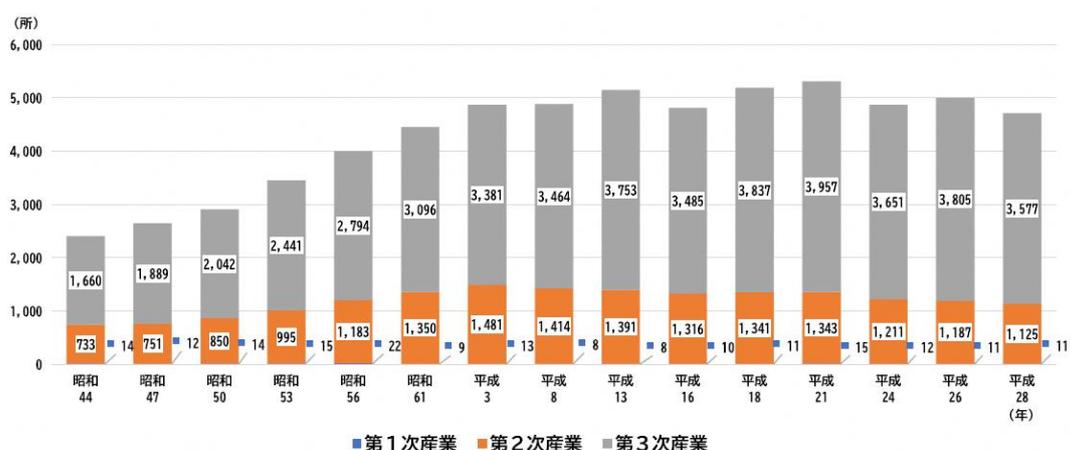


図 3.2-1 産業別（大分類）事業所数推移 *R1 データを更新予定

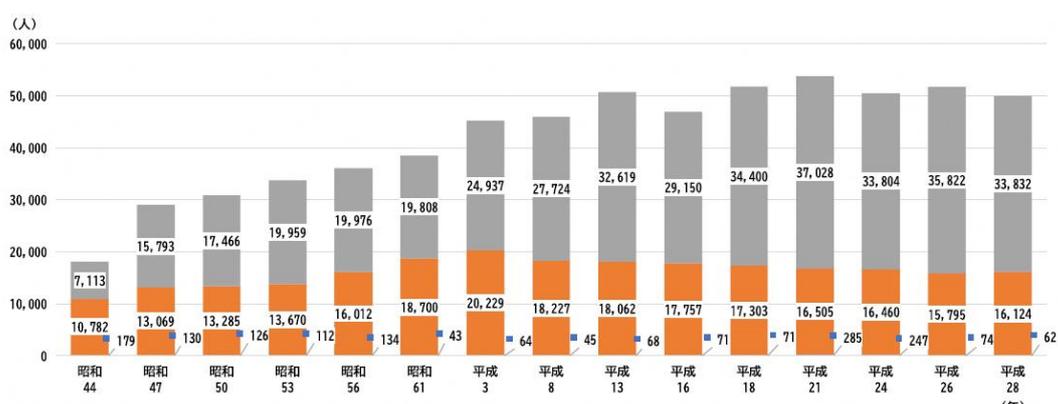


図 3.2-2 産業別（大分類）従業者数推移 *R1 データを更新予定

3.2.2 産業の特徴

【第1次産業】

主な農畜産業の状況を図 3.2-3 に示します。農産物については、作付面積・栽培面積では、特産品である「狭山茶」を生産する茶畑が特筆して多い状況です。畜産業については、市内では少数ですが飼養農家があり、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養が行われています。

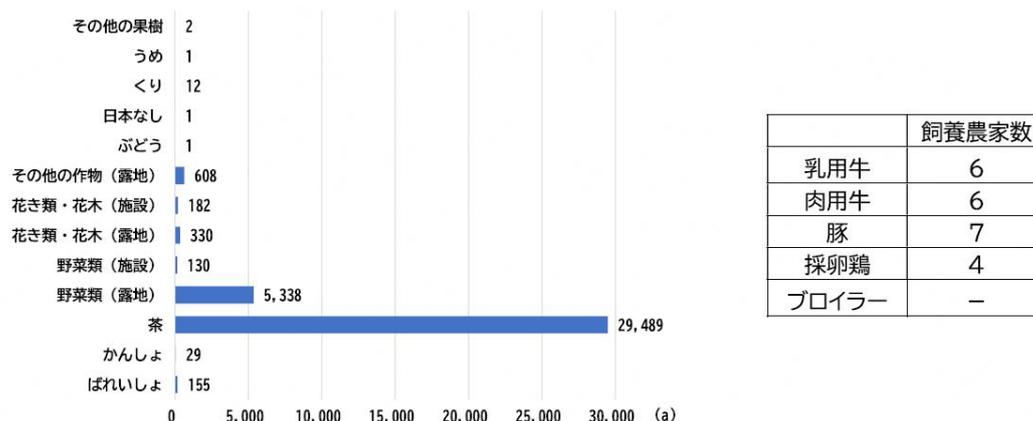


図 3.2-3 平成 27 (2015) 年における入間市内の農地作付面積・栽培面積と飼養農家数

【第2次産業】

平成 28(2016)年度における第 2 次産業の大分類別の内訳では、本市内の従業者数は、製造業が高い割合を占めています。

第 2 次産業のうち、工業の製造品出荷額等の中分類別内訳をみると、最も出荷額の割合が高いのは非鉄金属で、次いで電気機械、化学製品が高い結果となっています。

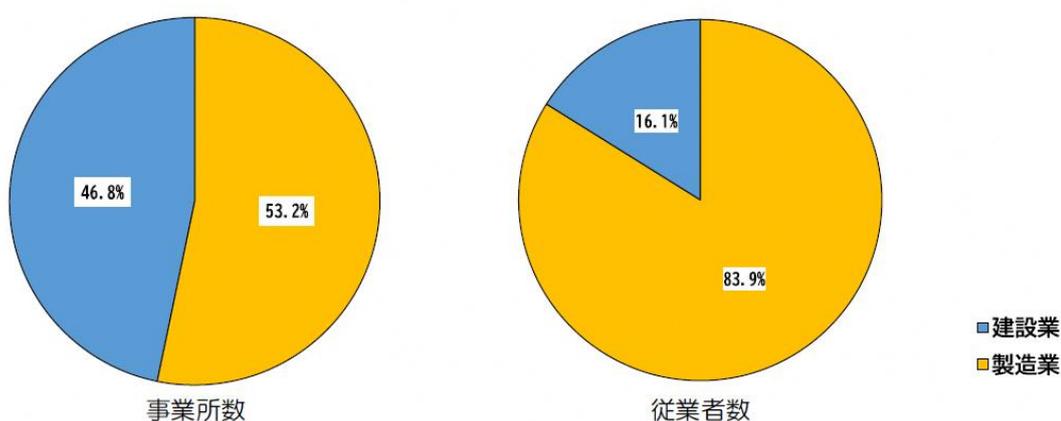


図 3.2-4 平成 28 (2016) 年における第 2 次産業の事業所数・従業者数割合

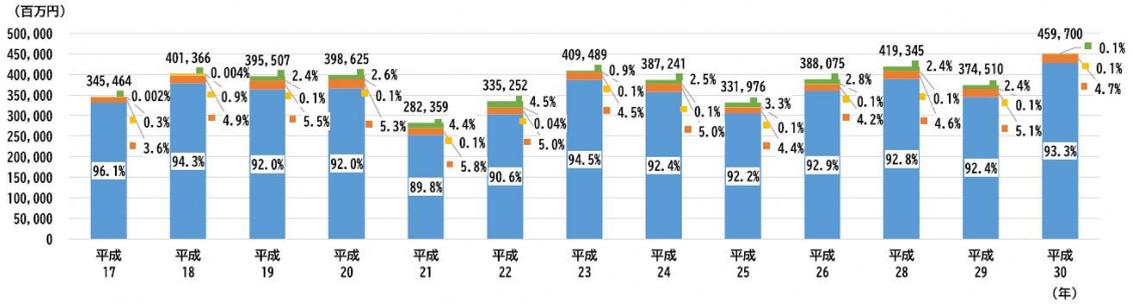


図 3.2-5 入間市の製造品出荷額等の推移

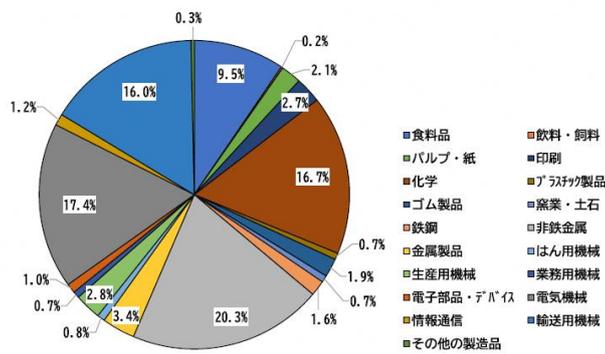


図 3.2-6 平成 28 (2016) 年における入間市内製造品出荷額等の割合

【第 3 次産業】

第 3 次産業では、事業所数・従業者数ともに高い割合を占めるのは卸売・小売業者で、次いで、事業所数は、宿泊・飲食サービス業、従業者数は、医療・福祉となっています。

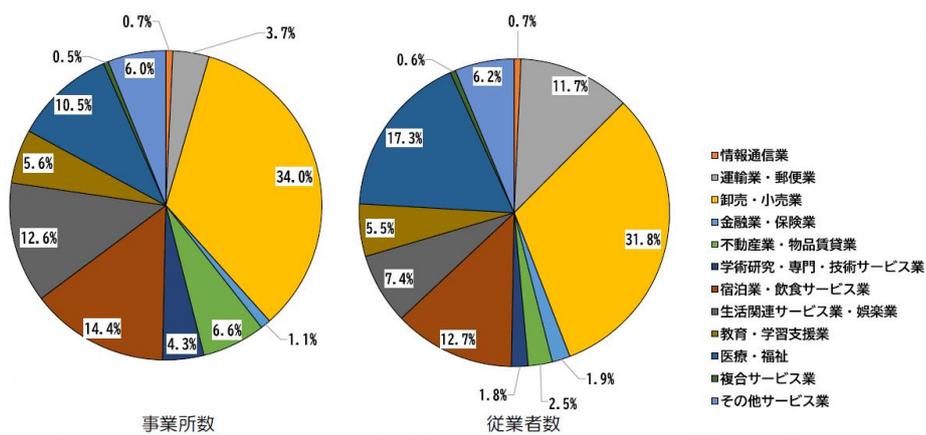


図 3.2-7 平成 28 (2016) 年における第 3 次産業の事業所数・従業者数割合

3.2.3 経済循環分析

地域経済循環を分析すると、市内での生産・販売額に加え、域外からの所得の流入が多

い経済構造となっています。生産・販売については、商工業のうち、「電気機械」及び「輸送用機械」等の生産規模が大きく、域外からも所得を獲得しているとともに、「住宅賃貸業」が最も高い付加価値を生み出しており、本市において強みとなる産業であると読み取れます。しかしながら、エネルギー代金の流出が約 422 億円(GRP の約 9.9%)となっており、近隣市の 5%程度と比較して大きいことから、市内においては、エネルギー消費型の産業が多く、近隣市より多く市外からエネルギー調達を行っていると考えられます。



図 3.2-8 入間市の地域経済循環分析

3.3 社会的条件

3.3.1 人口推移・将来人口

本市の人口は令和 4(2022)年 1 月 1 日現在で 147,312 人です。男女ともに人口において 40～54 歳と 65～74 歳が多く、図 3-17 に示すように人口ピラミッドは、少子高齢化を示すいわゆる「つぼ型」の人口構成となっています。

また、平成 21(2009)年以降の人口と世帯数の推移をみると、人口は毎年減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。

入間市人口ビジョンにおける将来人口推計でも、人口は減少し続け、トレンド推計(a)では、令和 49(2067)年に現在の約半数まで減少する予測となっています。

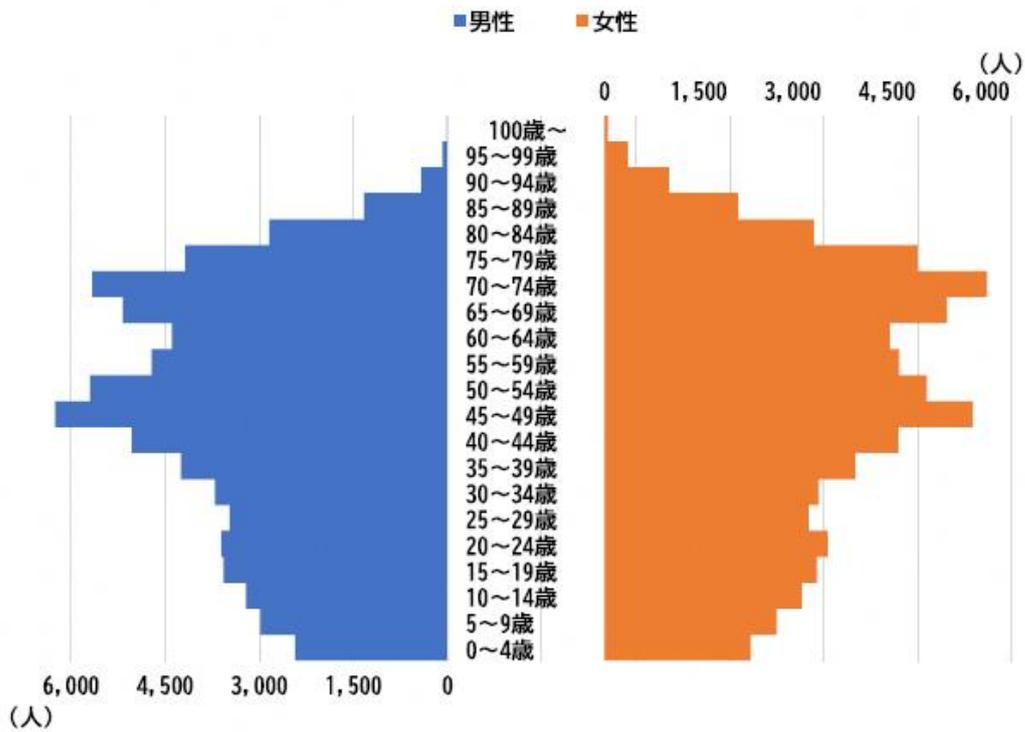


図 3.3-1 令和 2 年度における入間市の人口構成

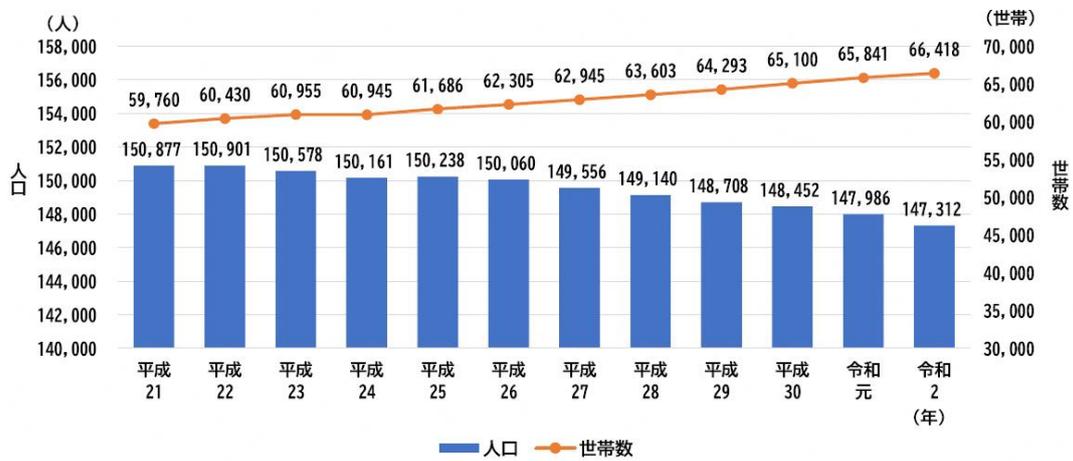


図 3.3-2 入間市の人口と世帯数の推移

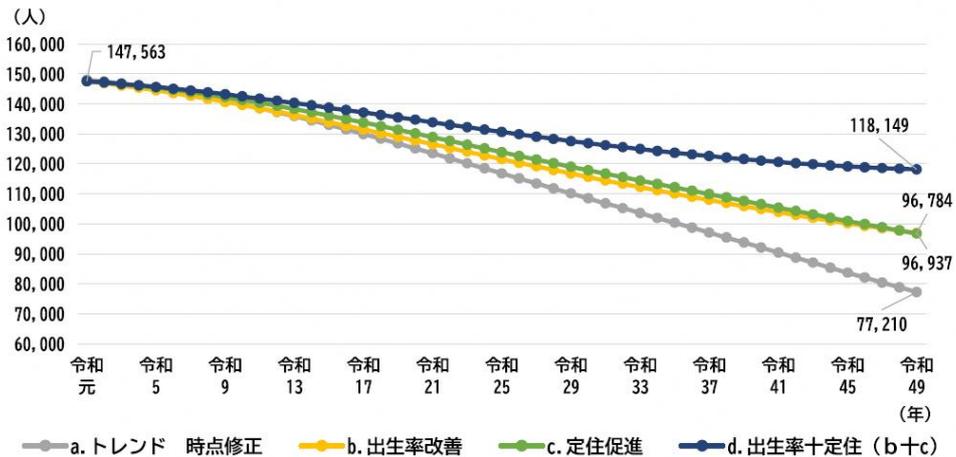


図 3.3-3 入間市の将来人口推計

3.3.2 土地利用

図 3.3-4 に示した本市の地目別土地利用の割合(令和元年度)をみると、宅地が約 3 割を占め最も多く、次いで畑が面積の多くを占めています。これは市の特産物である狭山茶の茶畑の面積が大きいことを示しています。

また、本市は市街化区域が約 35%、市街化調整区域が約 65%となっています。図 3.3-5 に示した土地計画図をみると、宅地は市街化区域の中でも市の北～北東部に広がっています。また、市中央部は圏央道入間インターチェンジを中心として工業団地が整備されており、市の第 2 次産業の中心地となっています。

一方、市街化調整区域では、加治丘陵や狭山丘陵の緑が残存するほか、茶畑が金子・東金子地区に広がっており、市のアイデンティティの一つとなっています。

しかしながら、図 3.3-6 に示す地目別土地利用面積の平成 25(2013)年からの推移をみると、農地の転用、平地林の伐採等により、緑地は減少し続けています。

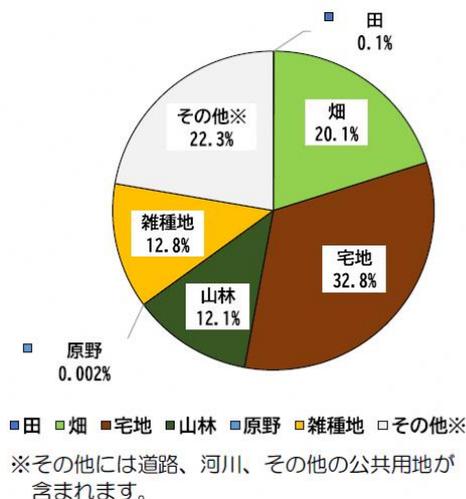


図 3.3-4 令和元年度における入間市の地目別土地面積割合

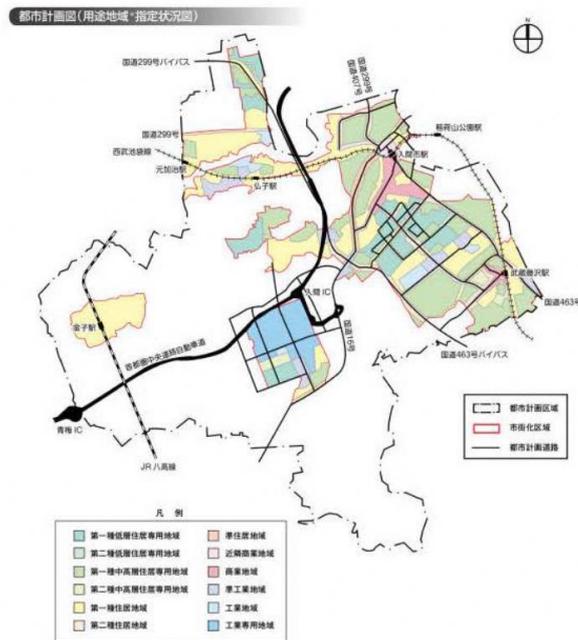


図 3.3-5 入間市の都市計画図

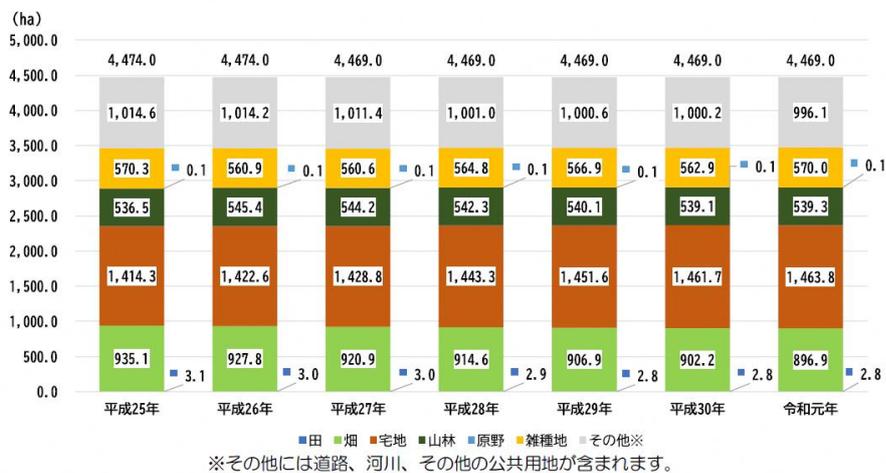


図 3.3-6 入間市の地目別土地利用面積の推移

3.3.3 地域公共交通

本市の道路網は、圏央道をはじめ、国道4路線、県道9路線が骨格を形成し、都市間連絡道路、地域幹線道路として重要な役割を果たしています。市の中央部には圏央道入間インターチェンジがあり、その周辺の工業団地との連携により、市内の産業の活性化区域となっています。

また、鉄道は、JR 八高線(金子駅)、西武池袋線(武蔵藤沢、入間市、仏子、元加治駅)が運行し、市外の南北、或いは首都圏を結ぶ重要交通機関として位置づけられています。

各駅の乗降者数の推移をみると、西武池袋線では、武蔵藤沢駅が増加傾向、元加治駅が微増傾向にあり、仏子駅は平成 15(2003)年以降減少傾向にあり、平成 27(2015)年に増加に転じましたが、その後は再び減少傾向にあります。入間市駅は年による変動が見られますが、1,200 万人以上を保って推移しています。市内唯一の JR 線の駅である金子駅は、微減傾向で推移しています。

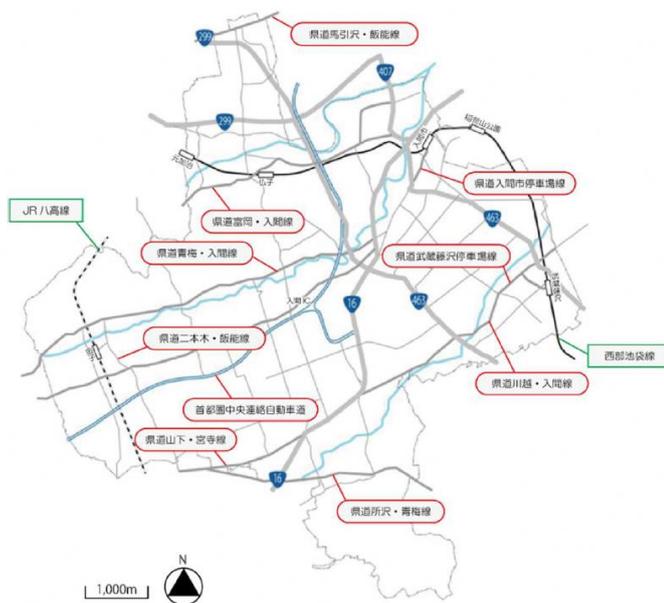


図 3.3-7 入間市の主要道路と鉄道

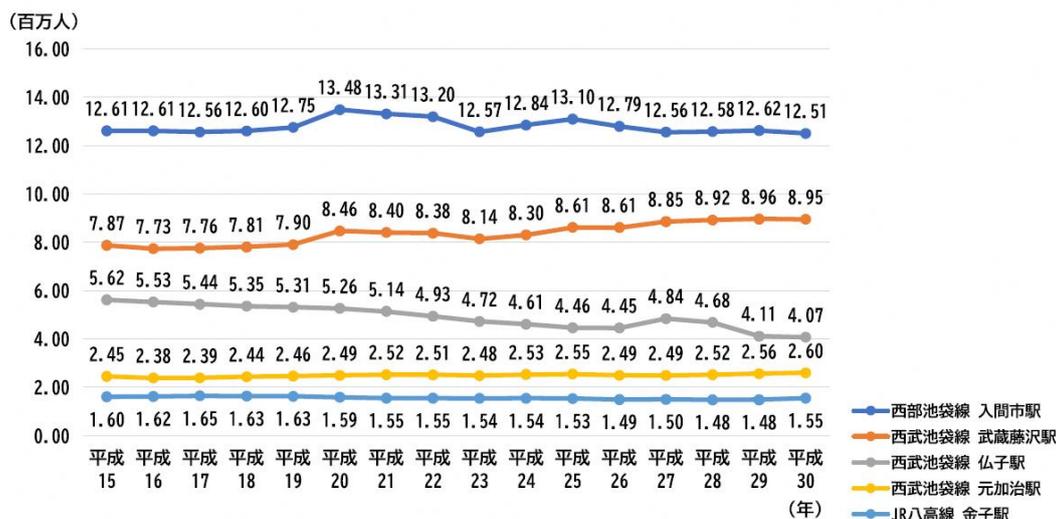


図 3.3-8 入間市内各駅の乗降者数の推移

バス交通は、基幹系統を路線バス(西武バス)が担い、それを補完する形で公共施設等を結ぶ支線系統として、市が運行するコミュニティバス「ていーろーど」並びに「ていーワゴン」が運行しています。

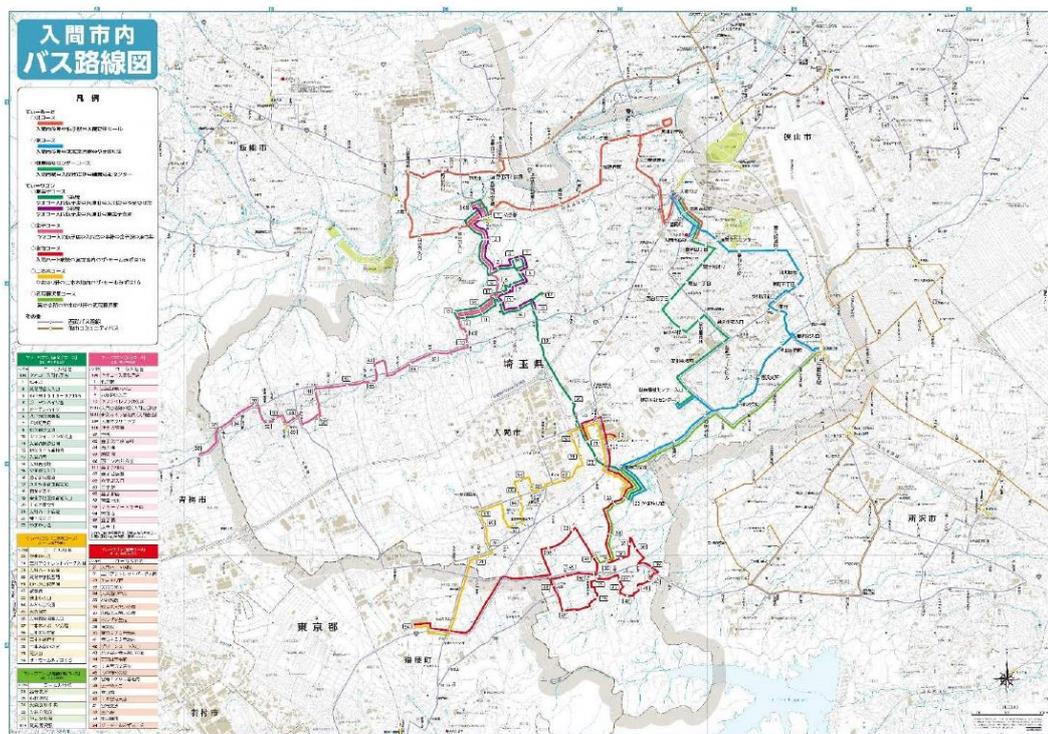


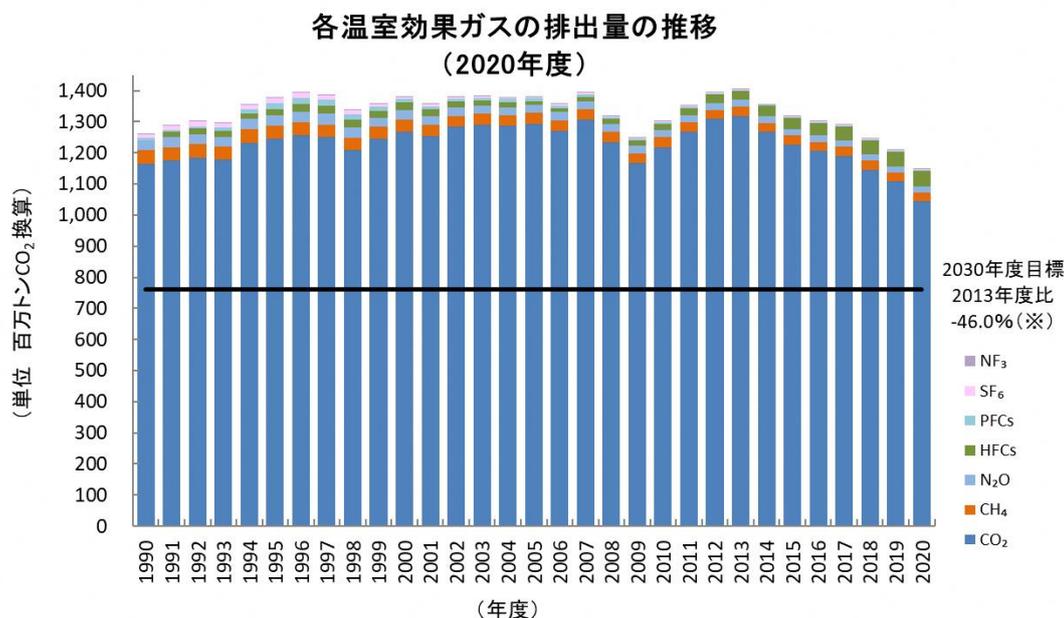
図 3.3-8 入間市のバス路線図

4. 気象変動の現状と将来予測

4.1 日本の温室効果ガスの現状

日本の温室効果ガスの総排出量は、平成 25(2013)年度以降、継続して減少しています。

図 4.1-1 のように、直近の令和 2(2020)年度の総排出量は 11 億 5,000 万トン(前年度比-5.1%、平成 25(2013)年度比-18.4%)となっています。前年度(2019年度)と比べて排出量が減少した要因としては、新型コロナ感染対策の影響で、経済活動が停止していたことが大きく影響します。しかし、2013年~2019年間では、毎年1~4%のCO₂排出量が減少していました。これは電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少や、エネルギー消費量の減少(省エネ、暖冬等)により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。CO₂以外の温室効果ガスも減少傾向にあるのは図 4.1-2 より読み取れます。うち HFC6 は冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴い、増加傾向となっています。令和 2(2020)年度の各温室効果ガスの排出量シェアを図 4.1-3 に示します。



※出典: 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)

図 4.1-1 日本の温室効果ガス排出量データ 2022年4月19日国立環境研究所発表

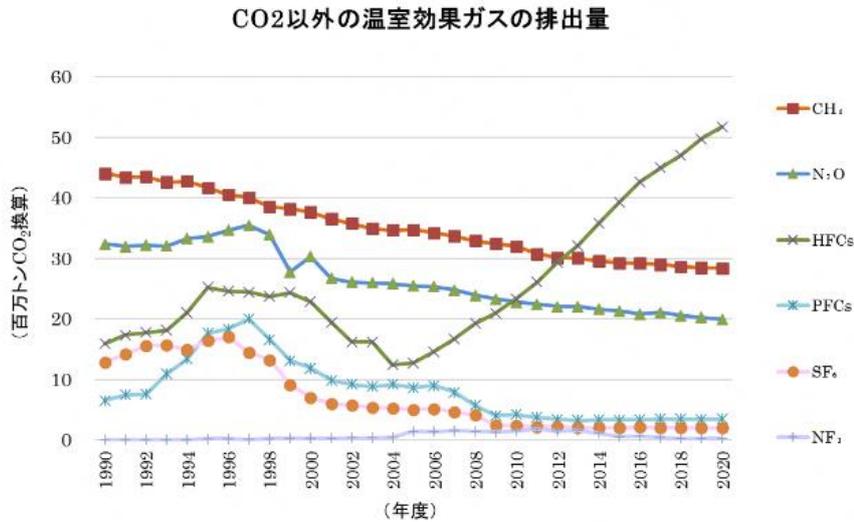


図 4.1-2 CO2 以外の温室効果ガス排出量推移

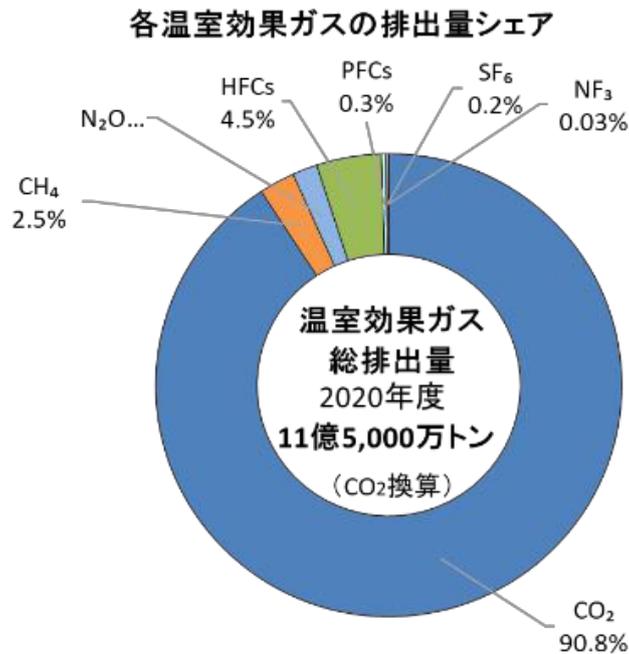


図 4.1-3 令和 2(2020)年度各温室効果ガスの排出量シェア

4.2 日本の気候変動の現状と将来予測

日本の気温の変化傾向を見るため、都市化の影響が比較的小さいとみられる気象庁の 15 観測地点について、1898～2021 年の年平均気温の基準値 (1991～2020 年の 30 年平均値) からの偏差を用いて解析しました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、上昇率は 100 年あたり 1.28℃です (信頼水準 99%で統計的に有意)。1980 年代後半から急速に気温が上昇しました。日本の気温が顕著な高温を記録した年は、1990 年代以

降に集中しています。近年、日本で高温となる年が頻出している要因として、世界の他の地域と同様に、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化及び数年～数十年程度で繰り返される自然変動の影響が考えられます

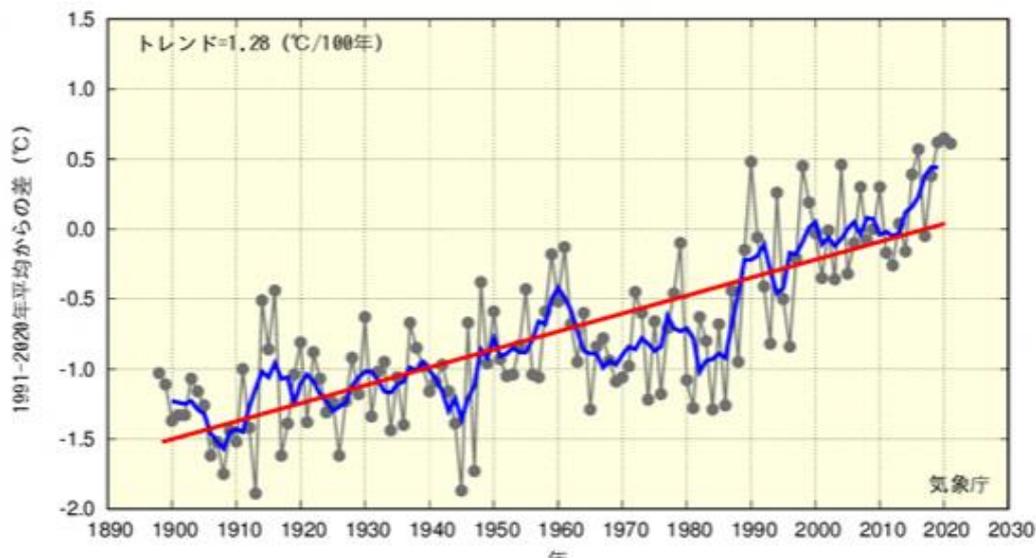


図 4.2-1 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2021 年）

出典：「気候変動監視レポート 2021」（気象庁）

図 4.2-1 は 1898 年～2021 年の日本における年平均気温推移を示しています。図の中の偏差の基準値は 1991～2020 年の 30 年平均値です。細線（黒）は、国内 15 観測地点での各年の値（基準値からの偏差）を平均した値を示しています。太線（青）は偏差の 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示しています。

異常気温について

統計期間 1901～2021 年における異常高温（図 4.2-2）の出現数は増加しており、異常低温（図 4.2-3）の出現数は減少しています（いずれも信頼水準 99% で統計的に有意）。異常高温の出現数は、1990 年頃を境に大きく増加しています。

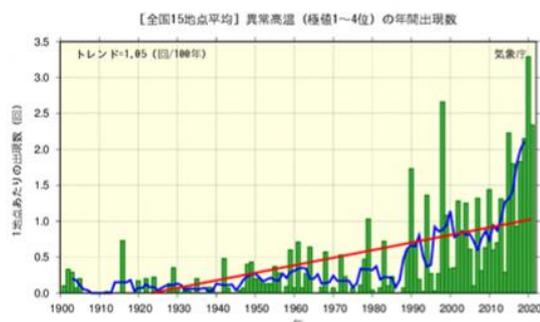


図 4.2-2 月平均気温の高い方から 1～4 位（異常高温）の年間出現数の経年変化

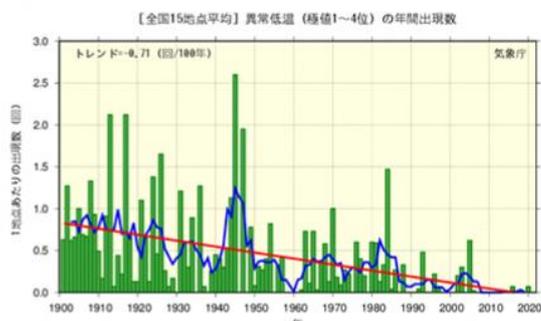


図 4.2-3 月平均気温の低い方から 1～4 位（異常低温）の年間出現数の経年変化

図 4.2-2 及び図 4.2-3 の棒グラフ（緑）は各年の異常高温あるいは異常低温の出現数の合計を各年の有効地点数の合計で割った値（1 地点あたりの出現数）を示します。太線（青）は 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示します。

また図 4.2-4 が示しているように、最高気温 30℃以上（真夏日）及び 35℃以上（猛暑日）の年間日数が増加していることがわかります。これは、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化及び数年～数十年程度で繰り返される自然変動の影響が考えられます。

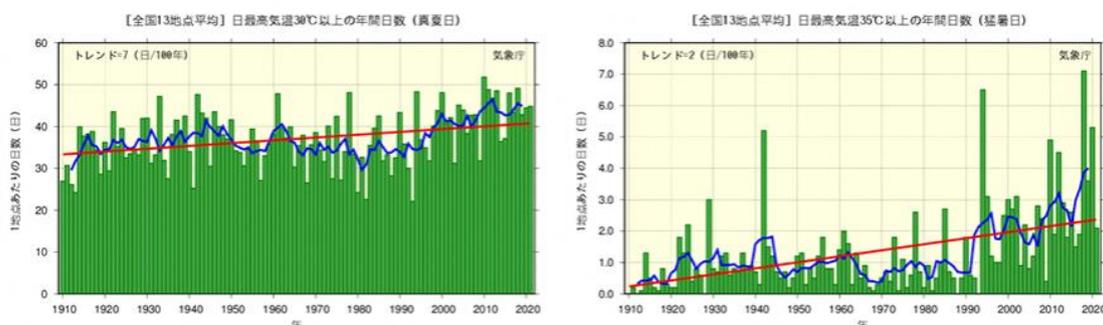


図 4.2-4 日最高気温 30℃以上（真夏日、左図）及び 35℃以上（猛暑日、右図）の年間日数の経年変化

図 4.2-4 の棒グラフ（緑）は各年の年間日数の合計を各年の有効地点数の合計で割った値（1 地点あたりの年間日数）を示します。太線（青）は 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示します。

また気象庁では、現在、全国約 1,300 地点の地域気象観測所（アメダス）において、降水量の観測を行っています。地点により観測開始年は異なるものの、多くの地点では 1970 年代後半に観測を始めており、1976 年からの約 45 年間のデータが利用可能となっています。気象台や測候所等では約 100 年間の観測データがあることと比較するとアメダスの観測期間は短いですが、アメダスの地点数は気象台や測候所等の約 8 倍あり、面的に緻密な観測が

行われていることから、局地的な大雨などを比較的良好に観測することが可能です。1時間降水量（毎正時における前1時間降水量）50 mm 以上及び 80 mm 以上の短時間強雨の年間発生回数はともに増加しています（信頼水準 99%で統計的に有意）（図 4.2-5）。50mm 以上の場合、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）平均では、1,300 地点あたり約 226 回でしたが、最近の 10 年間（2012～2021 年）平均では約 327 回と約 1.4 倍に増加しています。日降水量 200 mm 以上及び日降水量 400 mm 以上の大雨の年間日数には増加傾向が現れていません（信頼水準 95%で統計的に有意）（図 4.2-6）。

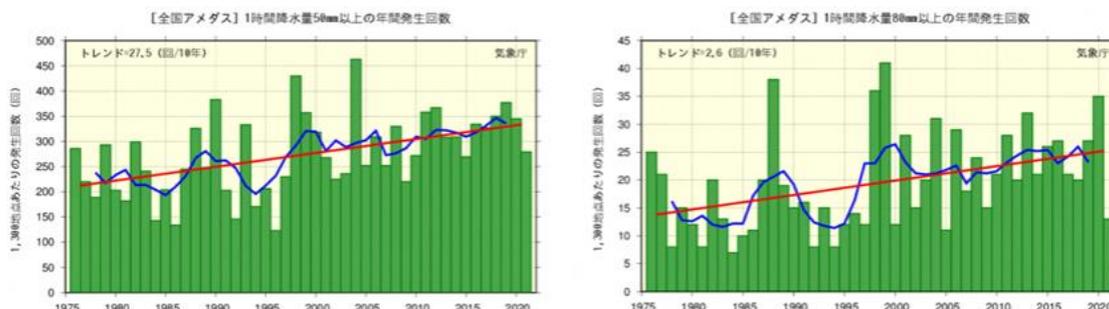


図 4.2-5 1時間降水量 50 mm 以上（左図）
及び 80 mm 以上（右図）の年間発生回数の経年変化

図 4.2-5 の棒グラフ（緑）は各年の年間発生回数を示します（全国のアメダスによる観測値を 1,300 地点あたりに換算した値）。太線（青）は 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示します。

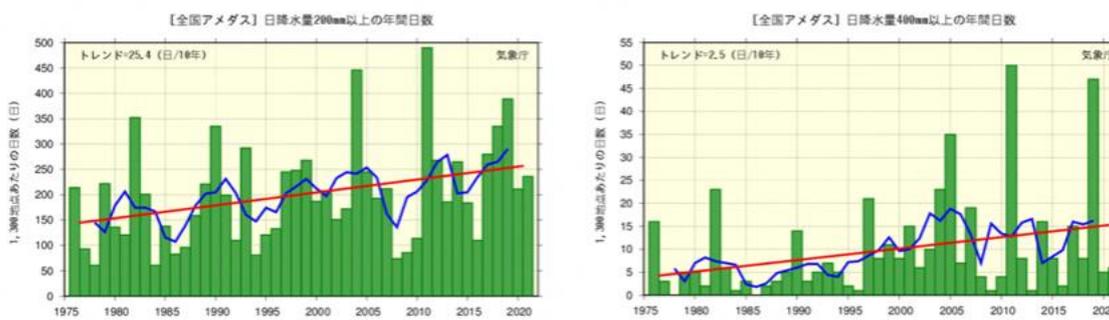


図 4.2-6 日降水量 200 mm 以上（左図）
及び 400 mm 以上（右図）の年間日数の経年変化

図 4.2-6 の棒グラフ（緑）は各年の年間日数を示します（全国のアメダスによる観測値を 1,300 地点あたりに換算した値）。太線（青）は 5 年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示します。

4.3 入間市の温室効果ガス排出量の現状

環境省が公表している自治体排出量カルテによると、入間市の温室効果ガス排出量及び吸収量は、いずれの部門も減少傾向にあり、平成 30(2018)年度の排出量は、国の示した基準年度である平成 25(2013)年度と比較すると約 11%削減されています。

本市域の温室効果ガス排出量の算定は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編」(環境省、令和 4 年 3 月)(以下、「算定マニュアル」という。)に基づき行いました。算定対象とする温室効果ガスの種類は、算定マニュアルに基づき次のとおりです。代替フロン等 4 ガス(ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃))は、算定に必要な排出活動の各種排出係数、統計資料などの算定根拠資料の入手が困難であったため、本調査では算定対象としていません。

表 4.3-1 本調査で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	温暖化係数	算定対象
二酸化炭素(CO ₂)		
エネルギー起源二酸化炭素		
産業部門		
業務その他部門		
家庭部門		
運輸部門		
エネルギー転換部門		
非エネルギー起源二酸化炭素		
メタン(CH ₄)	25	●
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	●
代替フロン等4ガス		
ハイドロフルオロカーボン(PFCs)	12~14,800	
パーフルオロカーボン(PFCs)	7,390~17,340	—
六ふつ化硫黄(SF ₆)	22,800	
三ふつ化窒素(NF ₃)	17,200	

本市の温室効果ガス排出量は、図 4.3-1 において示すとおり、変動を繰り返しながらも、算定可能な直近年度である平成 30 年(2018)年度は 828,459t-CO₂ であり、平成 25(2013)年度比で約 10.9%削減されています。

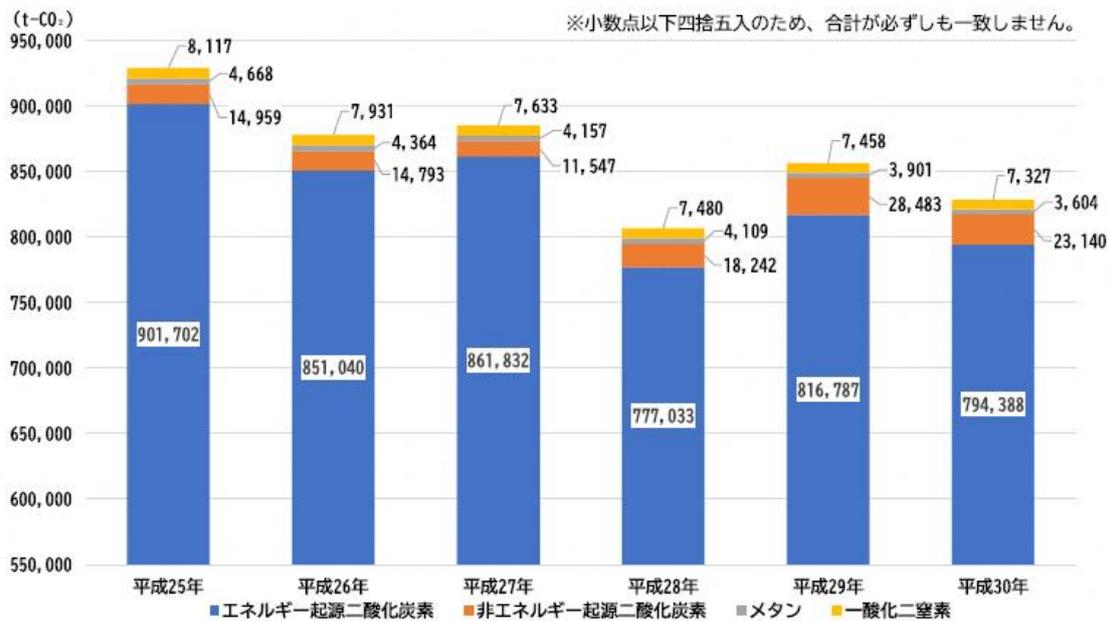


図 4.3-1 入間市の温室効果ガス排出量の推移 (CO₂ 換算)

4.3.1 部門別温室効果ガス排出量

・ エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)

平成 30(2018)年度の分野別の排出割合は、産業部門 34%、業務その他部門 17%、家庭部門 23%、運輸部門 26%、エネルギー転換部門 0.02%と産業部門の割合が高くなっていますが、運輸部門のうち自家用車が占める割合が高い旅客を家庭部門に加えると、その割合は約 38%となり、事業者の取組とともに市民一人ひとりの取組の重要性が示唆されます。

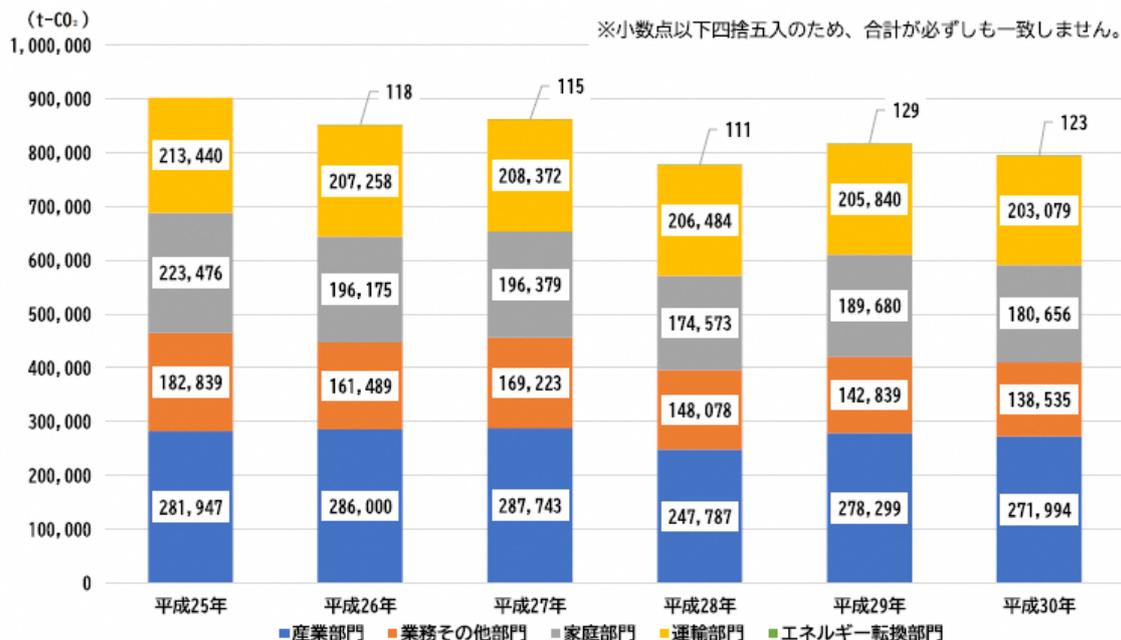


図 4.3-2 入間市エネルギー起源 CO₂ (部門別) の排出量推移

・産業部門

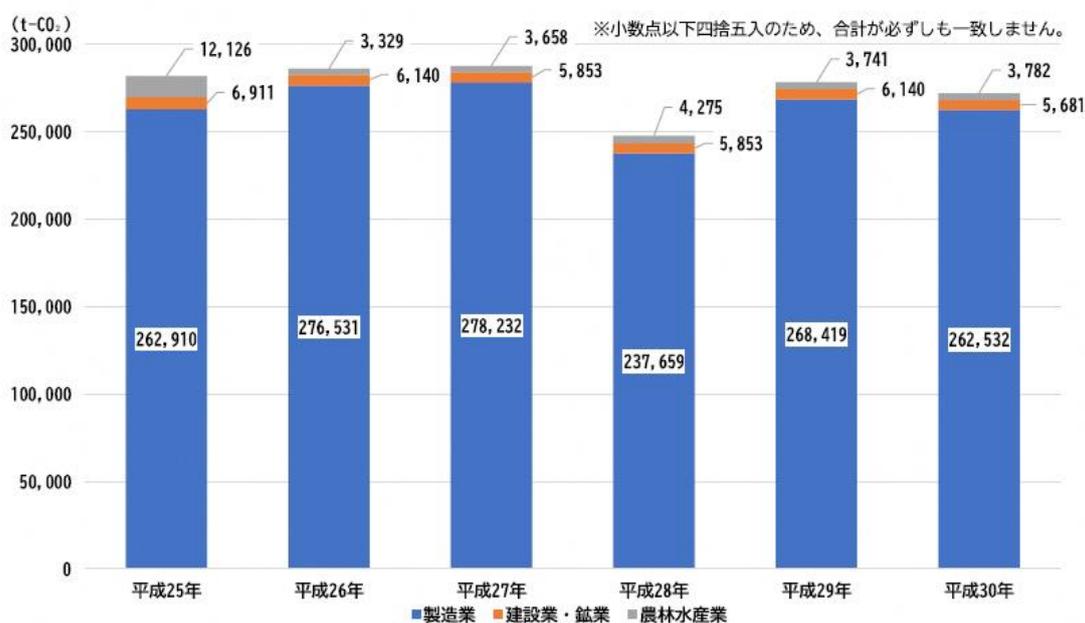


図 4.3-3 入間市エネルギー起源 CO₂ (産業部門) の排出量推移

・業務その他部門

業務その他部門では、前掲「経済的条件(事業所数・就業者数・各産業の状況)」で記載したように、第3次産業の推移では平成26(2014)年度から平成28(2016)年度で事業所数・従業員数は減少しており、エネルギー起源 CO₂ 排出量もそれに伴い減少傾向にあるものと考えられます。



図 4.3-4 入間市エネルギー起源 CO₂ (業務その他部門) の排出量推移

・家庭部門

家庭部門については、前掲社会的条件(人口推移・将来人口、土地利用、地域公共交通)」で記載したように、人口は減少傾向にあるものの世帯数は増加しています。一般に世帯数の増加はCO₂排出量の増加要因となりますが、本市の家庭部門のエネルギー起源CO₂排出量は減少傾向にあります。温室効果ガス削減に向けた市民の配慮行動の効果が出てきていると推察されます。平成28年が大きく削減できているのは、異常な高温日や低温日が少なかったからと考えられます。



図 4.3-5 入間市エネルギー起源CO₂ (家庭部門) の排出量推移

・運輸部門

運輸部門のエネルギー起源CO₂排出量は平成25(2013)年度以降微減傾向にあります。しかしながら内訳をみると、鉄道及び旅客用自動車が増加傾向にある一方、貨物用自動車が増加傾向にあります。

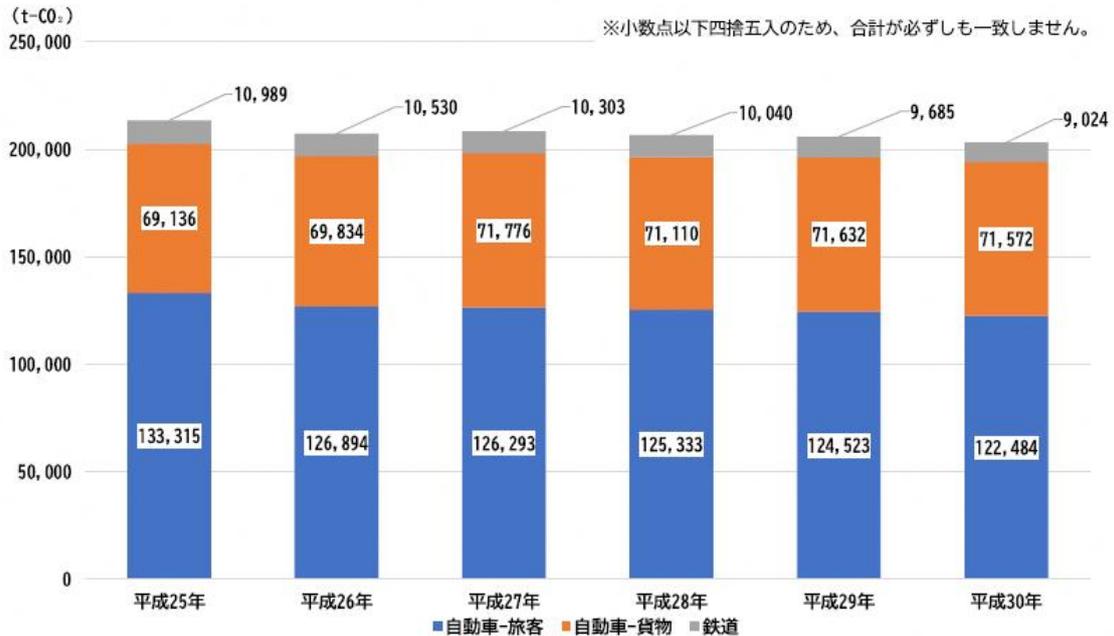


図 4.3-5 入間市エネルギー起源 CO₂（運輸部門）の排出量推移

・エネルギー転換部門

エネルギー転換部門では、対象の事業者が平成 25(2013)年度中に移転してきたため、平成 26(2014)年度からのデータとなっています。初めて1年間を使用した平成 26(2014)年度から、平成 28(2016)年度までは微減傾向にありますが、平成 29(2017)年度は増加に転じています。平成 30(2018)年度では再び減少しているものの、平成 26(2018)年度と比べると 4.2%の増加となっています。

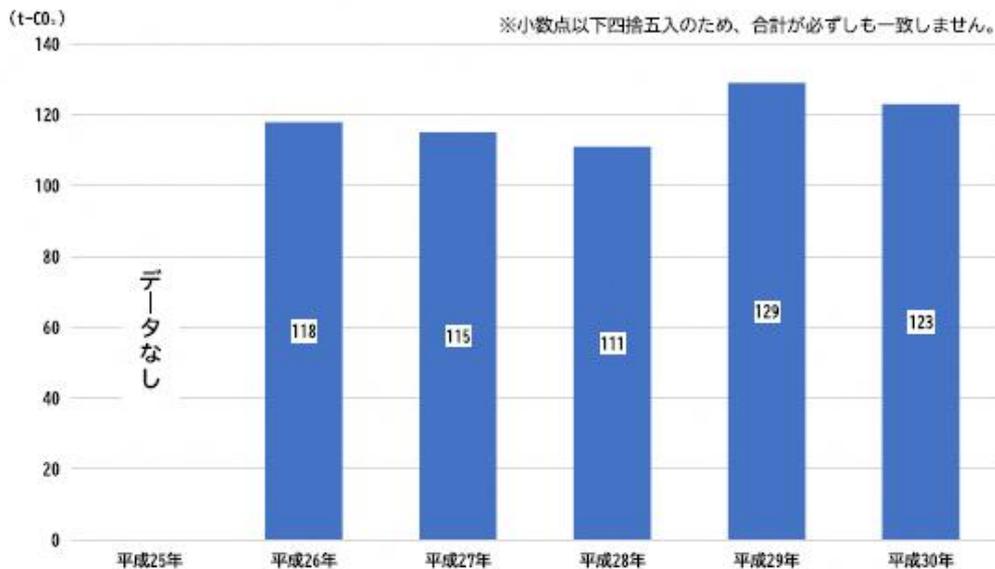


図 4.3-6 入間市エネルギー起源 CO₂（エネルギー転換部門）の排出量推移

・エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス

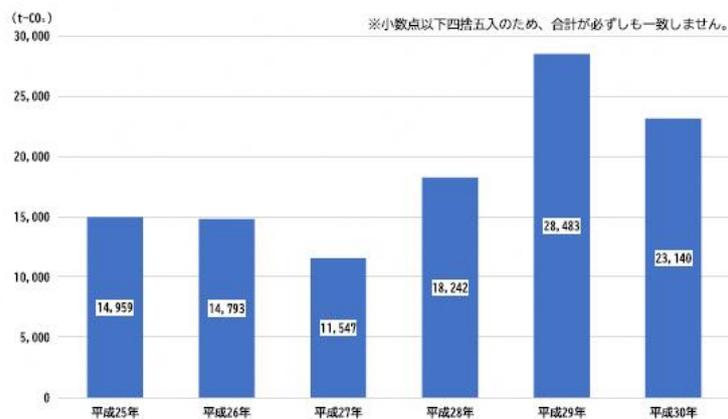


図 4.3-7 入間市エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガスの排出量推移※R1 データを更新予定

・燃料燃焼分野

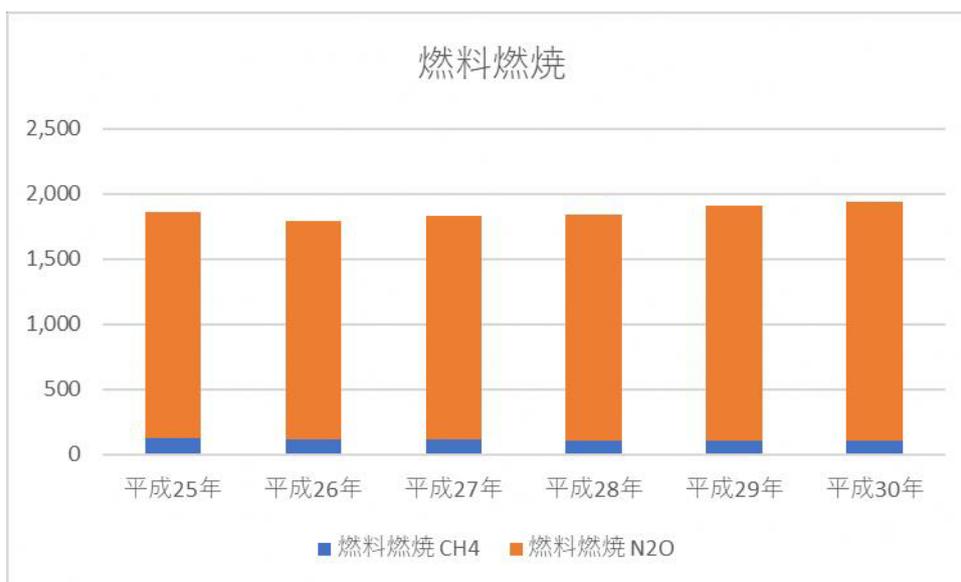


図 4.3-8 入間市エネルギー起源 CO2 以外（燃料燃焼分野）の排出量推移

・農業分野

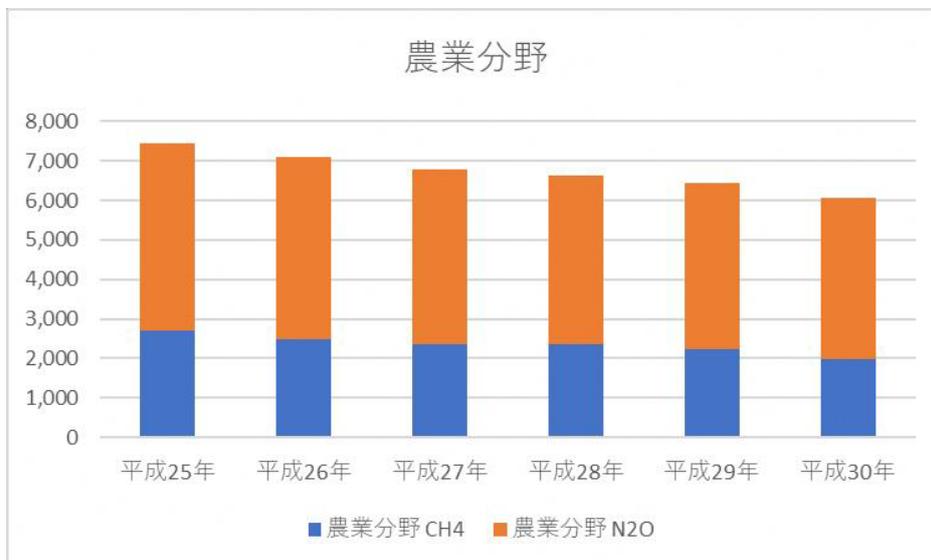


図 4.3-9 入間市エネルギー起源 CO2 以外（農業分野）の排出量推移

・廃棄物分野

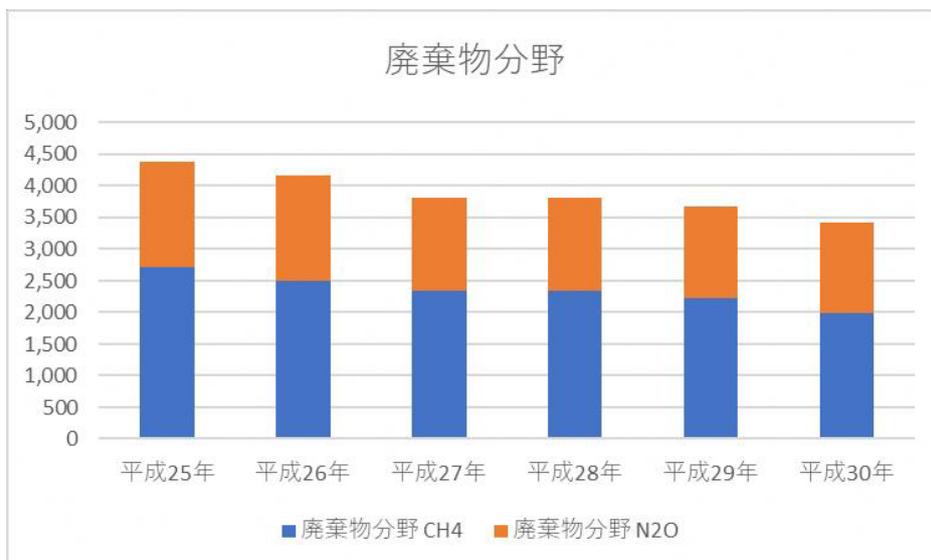


図 4.3-10 入間市エネルギー起源 CO2 以外（廃棄物分野）の排出量推移

4.3.2 温室効果ガス吸収量

参考として、本市の二酸化炭素吸収量を入間市森林整備計画(平成 30 年)に掲載された森林面積及び本市の特産品である茶畑の面積(「入間市統計書」(入間市)の平成 17(2005)年から平成 27(2015)年の面積差)から算出しました。上記 2 つのデータから算出された CO2 吸収量は 3,300t-CO₂ であり、平成 30(2018)年度における総排出量の約 0.4%となっています。

4.4 入間市の気候変動の現状及び将来予測

図 4.4-1 に示す本市で観測された気温の推移をみると、最低気温・最高気温・平均気温はいずれも年変動を繰り返しながら僅かに上昇傾向が見られます。また、所沢市における気象観測データによると、図 4.4-2 に示すとおり夏日(25℃以上)・真夏日(30℃以上)・猛暑日(35℃以上)の年間日数は増加傾向にあります。

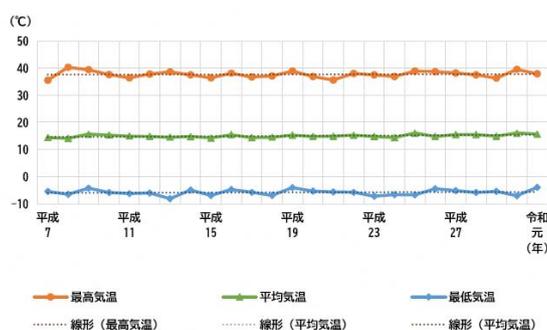


図 4.4-1 入間市の最低・平均・最高気温推移

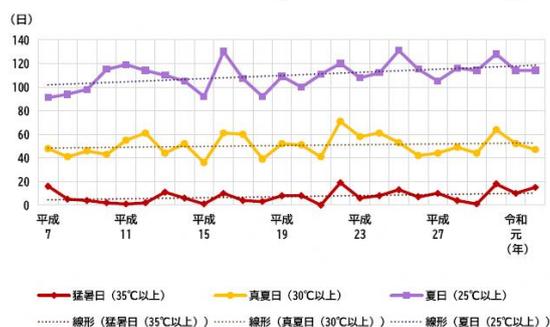


図 4.4-2 所沢気象観測所における高温日数推移

降水量は、年ごとに変動が見られますが、図 4.4-3 に示す平成 7(1995)年から令和元(2019)年までの降水量の推移の傾向を線形近似直線で見ると、増加傾向にあると考えられます。特に図 4.4-4 に示すとおり、1 日最大降水量も増加傾向にあり、集中豪雨の規模が大きくなってきていると考えられます。

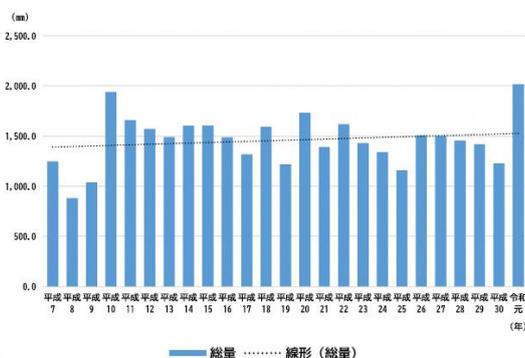


図 4.4-3 入間市の年間降水量推移

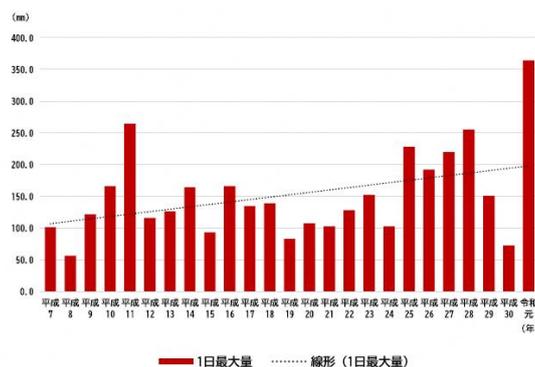


図 4.4-4 入間市の1日最大降水量推移

4.5 入間市の気候特性に即した適応策の策定

気候変動の影響に適応するまちを目指します

「気候変動の影響に適応するまち」を実現するため、避けることのできない気候変動の影響に対応し、被害を最小化、回避するまちづくりを進めるものです。

気候変動は大きく、以下の4つの分野に影響を与えられます。本市の基本方針を表 4.5-1 に示します。

表 4.5-1 適応策の方針

分野	基本方針
自然環境	適応策の推進による環境と経済の好循環
	豊かな自然と文化に彩られた本市の自然環境が有する多面的機能を発揮するグリーンインフラの活用をはじめ、生物多様性の保全など、これまで本市が推進している施策の強化を図ります。
暮らし方	市民の生命・財産を守る施策の推進
	自助・共助・公助の考えのもと、市民・事業者・行政の各主体が連携し、また、本市施策において適応の観点を組み込まれ、気候変動の影響による被害を最小化・回避し、市民の生命・財産を守ります。
産業・経済活動	新たな技術開発や製品開発の後押し
	市内の優れた技術を持つ企業や大学等から、適応も含めた地球温暖化対策に資する新たな技術開発や製品開発を後押しし、環境と経済の好循環を目指していきます。
災害対策	都市のレジリエンス（強靭性）の向上
	河川の堤防や洪水調節施設、下水道等のインフラをさらに整備するとともに、地域連携の強化、各種ハザードマップなどのソフト面の整備も充実し、ハード・ソフト両面から、災害に強い「人」「地域」「まち」づくりを目指し、都市のレジリエンスを向上していきます。

5 本計画の目標

5.1 入間市が目指す将来像

将来像

「地域資源を活かした産学官民連携によるゼロカーボンシティ」の実現

2050年のゼロカーボンシティの実現に向けて、企業・大学・行政・金融・市民等多様な主体が連携・協働し、脱炭素型まちづくりを推進します。また、災害時電力の確保による「防災レジリエンス強化」、「市内企業の脱炭素化」を図ることに加えて、「狭山茶・里山の保全」など、本市の地域資源を活かした産学官民連携によるゼロカーボンシティを目指します。



図 5.1-1 入間市が目指す将来像

1. エネルギーの地産地消による分散型エネルギー供給体制の構築

市内に点在する公共施設及び市有未利用地等を活用した、積極的な再生可能エネルギー発電設備導入によるエネルギーの地産地消と、分散型エネルギー電源の供給体制を構築し、地域新電力の誘致・創出を支援することで、脱炭素型社会を目指します。

2. ゼロカーボンドライブ普及による防災レジリエンス強化

電気自動車（以下 EV）の普及促進と脱炭素や地球温暖化防止といった環境問題への周知を目的として、再生可能エネルギーの導入と同時に、公用車として EV を活用します。また、公用車として利用しない時間帯については、一般市民へ EV シェアリングを行うことによる

ゼロカーボンドライブの普及と、公共施設へ EV を分散配置することで、市全体の防災レジリエンス強化と災害時の電力の確保につなげることで、安全に安心してくらするまちを目指します。

3. 市内企業の脱炭素化を促進することによるゼロカーボン産業団地の実現

市内企業の脱炭素化を促進することにより、企業の取引機会拡大と、RE100 宣言企業や次世代企業の誘致につなげます。

4. 狭山茶・里山など自然環境の保全と循環型社会の共創

売電収益の活用等による、狭山茶・里山などの保全と、循環型社会との共創を図り、豊かな自然に彩られた本市の自然環境を次世代につなげます。

5.2 温室効果ガス排出量削減目標の考え方

対象とする温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が定める下記の 3 種類のガスを対象として削減目標を設定します。

表 5.2-1 温室効果ガスを排出する主な活動

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編より

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂ [※]	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理

本計画の期間は令和 4（2022）年度から開始します。温室効果ガス排出量削減目標の基準年度は平成 25（2013）年度、中期目標年度は令和 12（2030）年度、長期目標年度は令和 32（2050）年度と設定します。

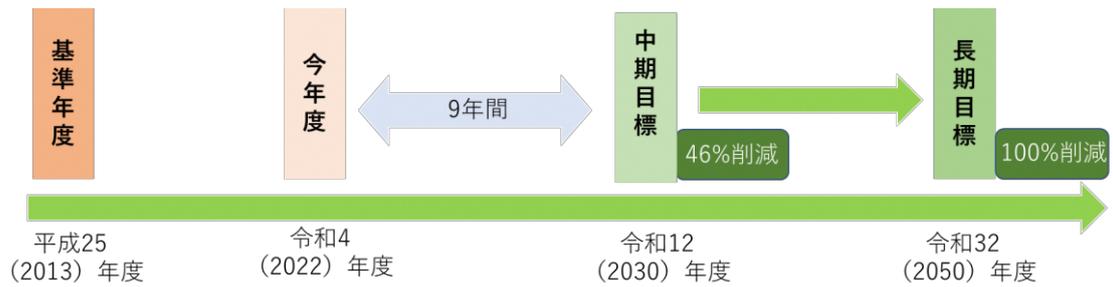


図 5.2-1 計画のスケジュール

温室効果ガスの削減目標は、「何も対策しなかった場合（現状対策レベル）の温室効果ガス排出量の将来推計（BAU）」に対し、想定される対策による削減見込量の積み上げにより設定します。想定される削減見込量は、「再生可能エネルギーポテンシャルの最大限利用」「本市独自の施策または、積極的に実施する施策による削減」「公民連携による省エネ対策の促進による削減」を対象としています。

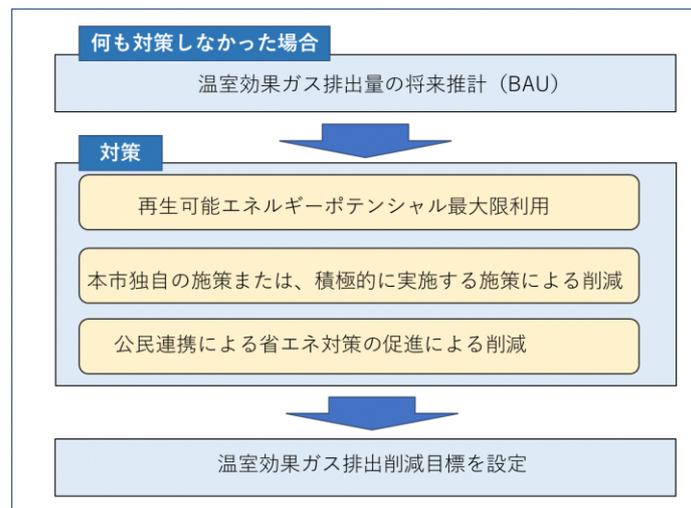


図 5.2-2 目標設定方法

5.2.1 削減ポテンシャルについて

表 5.2-2 及び図 5.2-3 は区域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを示しています。地中熱が 80%を示しており、発電可能なエネルギーの導入ポテンシャルは 20%しか占めていません。

表 5. 2-2 区域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

	設備容量 [kW]	設備容量 [億MJ]	発電電力量 [MWh]	再エネ導入ポテンシャル [億MJ] ^{※5}
太陽光発電 (住宅用等 ^{※1、2})	170,000 kW	-	200,010 MWh	7 億MJ
風力発電 (陸上)	0 kW	-	0 MWh	0 億MJ
中小水力発電 (河川 ^{※3、4})	0 kW	-	0 MWh	0 億MJ
地熱発電	0 kW	-	0 MWh	0 億MJ
蒸気フラッシュ発電	0 kW	-	0 MWh	0 億MJ
バイナリー発電	0 kW	-	0 MWh	0 億MJ
低温バイナリー発電	0 kW	-	0 MWh	0 億MJ
太陽熱	-	4 億MJ	-	4 億MJ
地中熱	-	45 億MJ	-	45 億MJ
再生可能エネルギー合計	170,000 kW	49 億MJ	200,010 MWh	57 億MJ

※1：REPOSにおいて、太陽光（太陽熱）の導入ポテンシャルは、レベル1「屋根150m²以上に設置、設置しやすいところに設置するのみ」、レベル2「屋根20m²以上に設置、南壁面・窓20m²以上に設置、多少の架台設置は可（駐車場への屋根の設置も想定）」、レベル3「切妻屋根北側・東西壁面、窓10m²以上に設置、敷地内空地なども積極的に活用」の3段階のデータがあります。ここでは、最大設置可能量となるレベル3「切妻屋根北側・東西壁面、窓10m²以上に設置、敷地内空地なども積極的に活用」を採用します。
 ※2：REPOSにおいて、太陽光の導入ポテンシャルは「住宅用等」と「公共系等」の2種類のデータがありますが、ここでは、市町村単位で算出されている「住宅用等」を用いています。
 ※3：REPOSにおいて、中小水力の導入ポテンシャルは「河川」と「農業用水路」の2種類のデータがありますが、ここでは、市町村単位で算出されている「河川」を用いています。
 ※4：中小水力発電（河川）は、REPOSにおいて発電電力量の導入ポテンシャルを集計していないため、自治体排出量カルデアの「④再エネ導入量の把握」における中小水力発電の発電電力量と同様に、区域の再生可能エネルギーの導入容量と調達価格等算定委員会「調達価格等に関する意見」の設備利用率から推計しました。
 ※5：「導入ポテンシャル[MJ]」のうち、再エネ電力（太陽光、風力、中小水力、地熱）は発電電力量を熱量換算した値とし、再エネ熱（太陽熱、地中熱）は「REPOS（リーボス）」における設備容量を集計します。

環境書 自治体カルテより

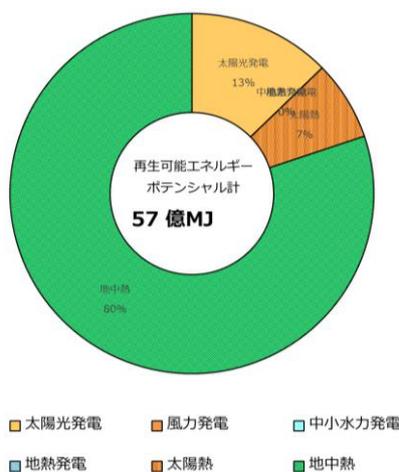


図 5. 2-3 区域内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの電力の部分に着目していきますと、図 5. 2-4 が示しているように、200,010MWh のポテンシャルがあることがわかります。また、すでに導入している量として、25,538MWh があり、これはポテンシャルの 12.77%を占めるものとなっています。導入の割合として、まだ低い水準であることがわかります。また、再エネポテンシャルが全部導入される場合、全消費電力の約 24.7%が賅えます。



図 5.2-4 区域内の再エネ導入ポテンシャルと再エネ導入量（電力）

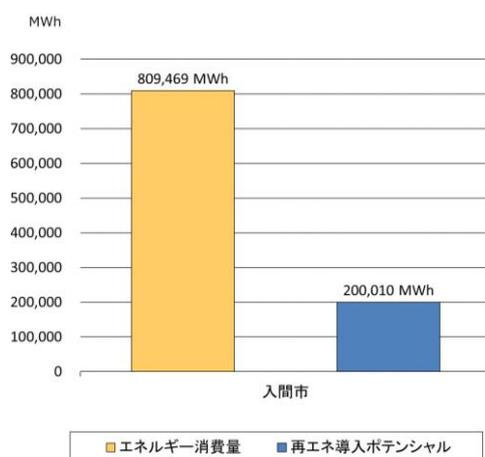


図 5.2-5 区域内のエネルギー需要に対する再エネ導入ポテンシャル（電力）

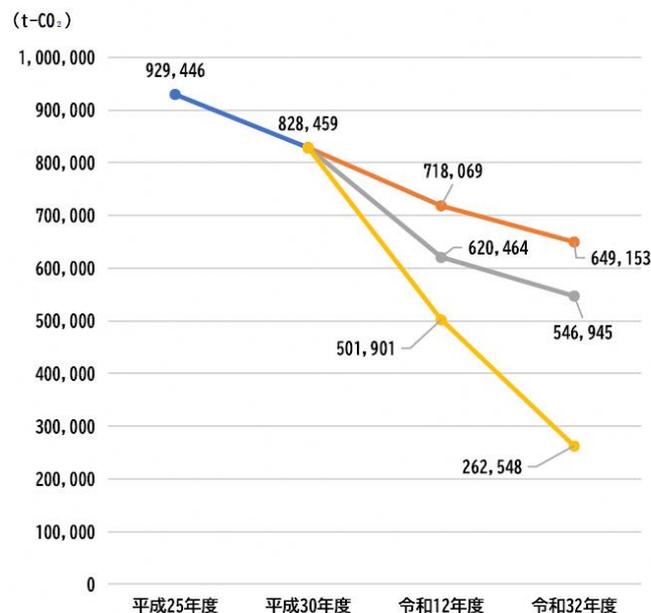
5.3 温室効果ガス排出量の将来推計

平成 25(2013)年度から平成 30(2018)年度までの温室効果ガス排出量の実績値を元に、令和 12(2030)年度並びに令和 32(2050)年度までの温室効果ガス排出量の複数シナリオ(以下の①～③に示す。)を、活動量のトレンド予測により算出しました。

- ① 現状趨勢(BAU※1)予測(森林吸収量を考慮したシナリオ)【現状 BAU】
- ② 現状趨勢予測(から RE※2 を考慮したシナリオ)【RE 最大限活用】
- ③ 再生可能エネルギーを最大限導入(②)した上で、削減目標達成に向けた更なる対策の強化を行い、仮に、令和 12(2030)年度 46%削減目標を達成したとし、以降も同様な対策を継続した場合のシナリオ【令和 12(2030)年度目標達成】

※1BAU とは、今後何も対策を講じないまま推移した場合の将来推計です。

※2RE とは、Renewable Energy の略で、再生可能エネルギーのことです。



	推計に係る設定条件		
	(1) 現状施策の推進	(2) 固定値の設定	(3) 森林吸収量
●実績値	-		
○①現状BAU	○	×	現状維持
●②RE最大限活用	○	前掲3.5 再生可能エネルギー最大限活用	現状維持
●③令和12(2030)年度目標達成	-	令和12(2030)年度46%削減	現状維持

図 5.3-1 温室効果ガス排出量の将来推計

表 5.3-1 温室効果ガス排出量の将来推計

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 12 年度	令和 32 年度
実績値	929,446	828,459	-	-
①現状 BAU	929,446	828,459	718,069	649,153
②RE 最大限活用	929,446	828,459	620,464	546,945
③令和 12(2030)年度目標達成	929,446	828,459	501,901	262,548

① 現状 BAU

平成 30(2018)年度から何も対策を講じなかった場合の将来推計では、エネルギー転換部門、燃料燃焼分野の自動車走行、農業分野の残さのすき込みと農業廃棄物の焼却、廃棄物分野の排水処理において増加傾向にあります。総排出量をみると減少傾向にあります。

令和 12(2030)年度の総排出量は、平成 25(2013)年度比で約 22%減少、令和 32(2050)年度は約 30%減少と推計され、二酸化炭素吸収源のより詳細な把握と削減目標の達成に向けた対策が必要です。

表 5.3-2 温室効果ガス排出量の将来推計

部門・分野			平成25年 排出量 (t-CO ₂)	平成30年 排出量 (t-CO ₂)	令和12年 BAU (t-CO ₂)	令和22年 BAU (t-CO ₂)	令和32年 BAU (t-CO ₂)	
(総排出量)	(エネルギー起源)	産業部門	製造業	262,910	262,532	208,734	176,820	152,905
			建設業・鉱業	6,911	5,681	5,165	4,955	4,814
			農林水産業	12,126	3,782	1,714	1,347	1,141
				281,947	271,994	215,612	183,122	158,860
			業務その他部門	182,839	138,535	75,851	46,973	29,189
			家庭部門	223,476	180,656	161,217	151,399	143,531
			運輸部門					
			自動車					
			旅客	133,315	122,484	116,616	114,128	112,574
			貨物	69,136	71,572	75,479	75,907	74,198
			202,451	194,056	192,095	190,034	186,772	
		鉄道	10,989	9,024	5,622	4,990	4,310	
		船舶	0	0	0	0	0	
			213,440	203,079	197,717	195,024	191,082	
		エネルギー転換部門	0	123	157	191	233	
		小計	901,702	794,388	650,554	576,710	522,896	
		(非エネルギー起源)						
		燃料燃焼分野	自動車走行	1,854	1,938	2,527	3,175	3,979
		農業分野	耕作					
		肥料の使用	2,924	2,606	1,834	1,190	547	
		残さのすき込み	2.6	2.8	2.8	2.9	2.9	
		畜産						
		家畜飼養	1,502	1,272	987	859	779	
		排せつ物	2,126	1,688	1,168	1,009	954	
		農業廃棄物の焼却	0.1	0.2	0.5	0.5	0.6	
			6,555	5,568	3,992	3,062	2,283	
	廃棄物分野	焼却処分						
		一般廃棄物	15,837	23,803	62,262	91,913	121,604	
		埋立処分						
		一般廃棄物	1,950	1,215	475	208	91	
		排水処理						
		工場排水処理施設	1.1	1.4	2.1	2.7	3.3	
		生活排水処理施設	1,546	1,546	1,556	1,572	1,597	
			19,334	26,566	64,295	93,695	123,295	
	小計		27,743	34,071	70,815	99,932	129,557	
	合計		929,446	828,459	721,369	676,642	652,453	
	森林吸収量		-	3,300	3,300	3,300	3,300	

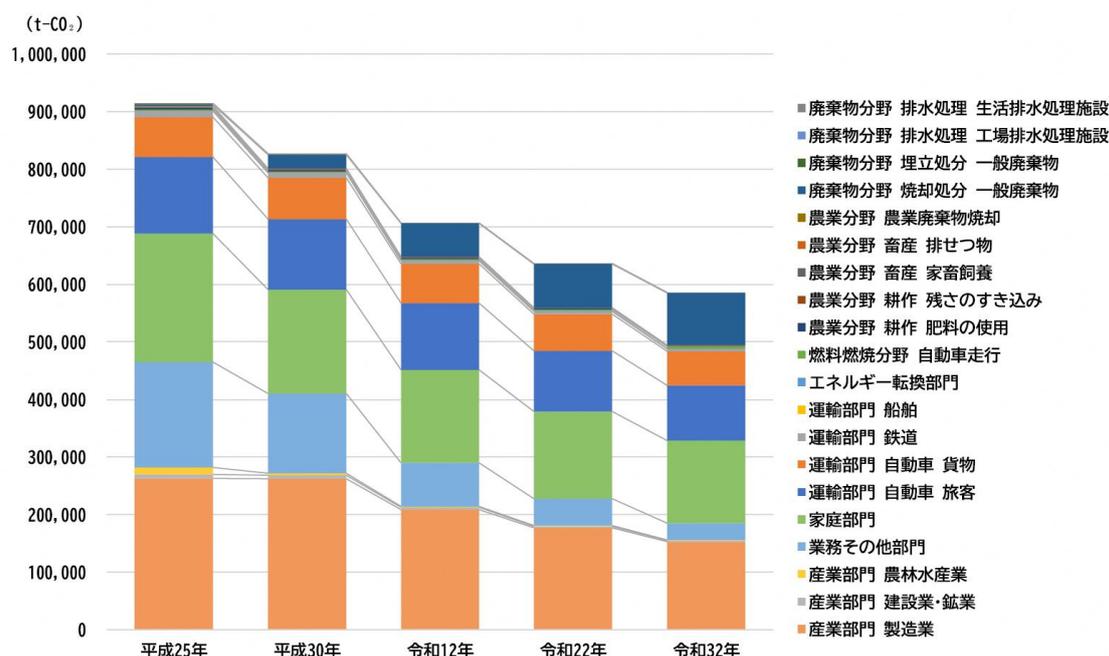


図 5. 3-2 現状趨勢予測による総排出量の推移

② RE 最大限活用

現状 BAU(①)の令和 32(2050)年度までに、再生可能エネルギーを最大限導入した場合の将来推計では、令和 12(2030)年度の総排出量は平成 25(2013)年度比で約 33%減少、令和 32(2050)年度は約 41%減少と推計され、再生可能エネルギーの導入だけでは令和 12(2030)年度に 46%削減を達成できません。再生可能エネルギーを導入した上で、削減目標の達成に向けた対策が必要となります。

表 5. 3-2 再生可能エネルギー及び木質バイオマスを最大限に導入した場合の将来推計

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 12 年度	令和 32 年度
再生可能エネルギー 導入量(kWh)	—	22,939,000	86,640,968	209,442,000*
電気排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.551	0.488	0.317	0.161
総排出量(t-CO ₂) (BAU-再エネ)	929,446	828,459	620,464	546,945
基準年度比	—	-11%	-33%	-41%

※ 木質バイオマス発電は令和 32 (2050) 年度から導入すると見込んだ場合の推計です。

③ 令和 12(2030)年度目標達成

再生可能エネルギーを最大限導入(②)した上で、削減目標達成に向けた更なる対策の強化を行い、仮に、令和 12(2030)年度に、平成 25(2013)年度比 46%削減目標を達成したとし、以降も同様な対策を継続した場合には、令和 32(2050)年度で約 72%の削減にとどまると予測されます。また、温室効果ガス吸収源の CO₂ 吸収量は排出量に対して約 1.3%と、寄与率が低いと想定されます。

5.4 温室効果ガス排出量の削減目標

5.4.1 中期目標・長期目標の設定

本市の温室効果ガス削減目標としまして、中期的に、令和 12（2030）年度に 46%削減、長期的に、令和 32（2050）年度に 100%（カーボンニュートラル）を目指します。

5.4.2 部門別削減目標の設定

中期目標

	2013 年度比部門別増減量	2013 年度比部門別削減率
産業部門	-107,140	38%
業務その他部門	-93,248	51%
家庭部門	-147,494	66%
運輸部門	-74,704	35%
廃棄物部門	-2,244	15%
その他ガス	-1,894	15%

長期目標

	2013 年度比部門別増減量	2013 年度比部門別削減率
産業部門	-281,947	100%
業務その他部門	-182,839	100%
家庭部門	-223,476	100%
運輸部門	-213,440	100%
廃棄物部門	-14,959	100%
その他ガス	-12,784	100%

業務その他部門に「行政」が含まれており、下記の目標を掲げています。

温室効果ガス削減目標

【削減目標値】

区分	温室効果ガス排出量
平成 25 年度（2013 年度）	23,602 t-CO ₂
目標値（平成 25 年度から 46%削減）	12,745 t-CO ₂
現在値（令和 3 年度）	32,480 t-CO ₂
削減目標	19,735 t-CO₂

現在値である令和 3 年度の温室効果ガス排出量が平成 25 に比べ増えているのはエネルギー一起源 CO₂ 以外の部門で市内のごみ焼却に起因します。

対象（単位: t -CO ₂ ）		H25	R3
非エネルギー 起源	ごみの焼却	9,657	19,556
	浄化槽	824	780
合計		10,481	20,336

目標達成に向けた取り組みとして以下の5つを行います。

(1) 再エネ・省エネ設備の導入

2013年度比46%の温室効果ガス削減のためには、ハード面の改善が必須です。再生可能エネルギー発電設備の最大限導入と、新築する建築物のZEB化や、照明のLED化による省エネの両面での取り組みを推進します。

【取組目標】

措置	目標	削減効果
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上（※）に太陽光発電設備を設置する。※FS調査未実施の未確定	FS調査による 参考 45.3 kg-CO ₂ /m ² 想定削減量 1,117 t-CO ₂
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後、新築する建築物は原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。	建て替え予定の建物 ×50% 想定削減量 637 t-CO ₂
LED照明の導入	2030年度までにLED照明の設置割合を100%とする。	建物電力×20% 想定削減量 1,263 t-CO ₂

(2) 移動の低炭素化

公用車のEV化を推進します。また、出張等の際には、電車等の公共交通機関の使用を原則とし、Web会議システム等も活用するなど、自動車の利用を縮減します。

【取組目標】

措置	目標	削減効果
電気自動車の導入	代替可能な電気自動車等（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、2030年度までに電気自動車とする。	車（燃料）×60% 車（走行距離）×100% 想定削減量 82 t-CO ₂

(3) ごみの分別、減量の強化

市の事務事業のうち、約 60%がごみの燃焼に伴い発生するものです。入間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、また、一部強化した取り組みとすることで、市民の分別率を向上し、ごみの総排出量を削減します。

【取組目標】

措置	目標	削減効果
ごみ排出量削減強化	2030 年度までに、ごみ総排出量を 15%減量	廃プラ排出量×15% その他温室効果ガス×15% 想定削減量 3,407 t-CO ₂
可燃ごみ中の容器包装プラスチック分別強化	2030 年度までに、可燃ごみ中のプラスチックの分別率を基準年度(2013 年度)比で 15%向上	廃プラ排出量×15% 想定削減量 8,958 t-CO ₂

(4) 再生可能エネルギーの調達

(1)から(3)の取組によっても、46%の削減効果が見込まれない分については、再生可能エネルギー由来の電力を購入することで、温室効果ガスの排出量を削減します。

措置	目標	削減効果
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに、市が調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。	建物電力×60% 想定削減量 4,271 t-CO ₂

(5) 省エネ行動の徹底

職員一人ひとりが省エネを心がけた行動を意識し、実践します。これにより、(1)から(4)の取組に加えて、エネルギー使用量を削減し、野心的目標である 50%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

【取組内容】

項目	具体的取組
照明の適正管理	①トイレ・給湯室及び印刷室などは、使用時以外は消灯する。 ②始業前及び残業時は、不要なエリアを消灯する。 ③業務の支障のない限り昼休みは消灯する。 ④自然光を取り入れ、適宜照明の間引きを行う。
OA機器等電気製品の適正使用	①業務終了後は、OA機器や電気製品の電源を切る。 ②離席時にディスプレイの電源を切るなど、待機電力の削減に努める。
空調機器の適正使用	①クールビズ・ウォームビズにより、冷暖房の適正運転を行う。 ②会議室の使用後は空調の電源を切る。 ③暖房時は自然光を取り入れ、冷房時は、ブラインドや緑のカーテンなどにより、日射を遮る。また、外気温に応じて自然風を取り入れる。
給湯設備等の適正使用	①電気ポットや冷蔵庫の使用は、業務上必要最小限とし、使用しないときは電源を抜く。 ②使用する機器は省エネタイプのものを使用する。
業務の効率化、労働時間の短縮	①事務の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努める。 ②毎週水曜日は、ノー残業デーとして残業を控える。
公用車の適正利用	①出張は原則公共交通機関を利用する。 ②近距離（2 km 以内）の移動は、徒歩、自転車を利用する。 ③自動車利用時には、エコドライブ等を実践する。
紙の使用量削減	①原則として、両面印刷、両面コピーとする。 ②裏面利用や、集約印刷（N アップ印刷） ③会議資料の簡素化や、ペーパーレス会議システムの活用により、印刷数を削減する。 ④印刷の前にプレビューで確認する。 ⑤文書管理・電子決裁システムの活用により、ペーパーレス化を推進する。

3Rの促進	<p>①リデュースの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイ箸、マイボトルを持参する。 ・プラスチック容器や紙コップなど使い捨て製品を使用しない。 <p>②リユースの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示板を活用し、不要となった物品は、他課での再利用について確認する。 <p>③リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封筒や印刷物、紙箱等、雑がみの資源化を徹底する。 ・ごみの分別を徹底する。
環境に配慮した物品の購入	<p>①物品・用紙類等は、エコマーク製品等グリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入する。</p> <p>②廃棄処理が容易な物品を購入する。</p>
環境に配慮した工事等	<p>①業務委託時に、環境に配慮して、業務を行うよう仕様書等に必要事項を明記する。</p> <p>②リサイクル資材の利用を促進する。</p> <p>③建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用に努める。</p>
その他	<p>①雨水を有効利用するなど、節水に努める。</p> <p>②原則階段を利用し、エレベーターの利用は最小限とする。</p> <p>③その他「エコライフ DAY」や「地球温暖化対策」のための取組などに積極的に参加する。</p>

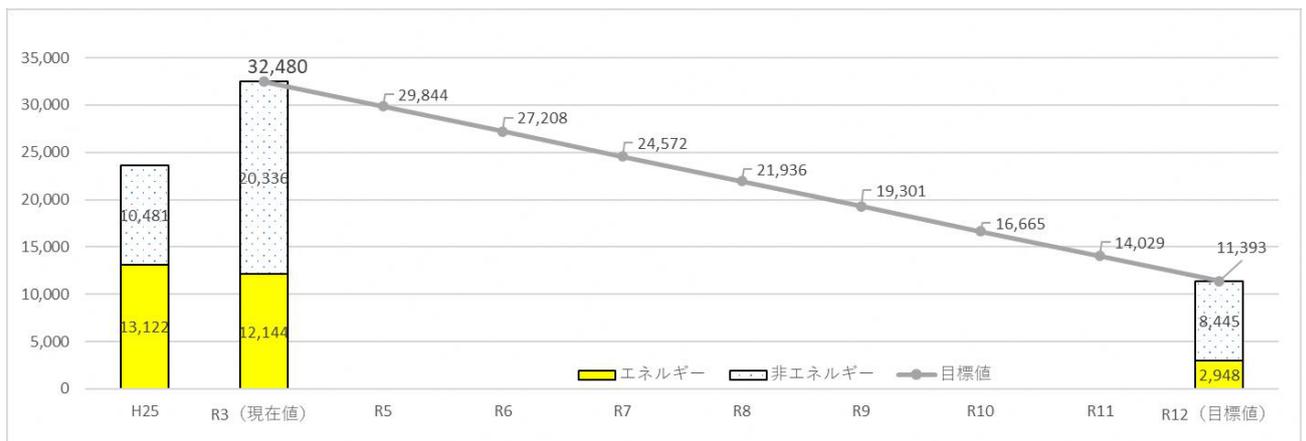
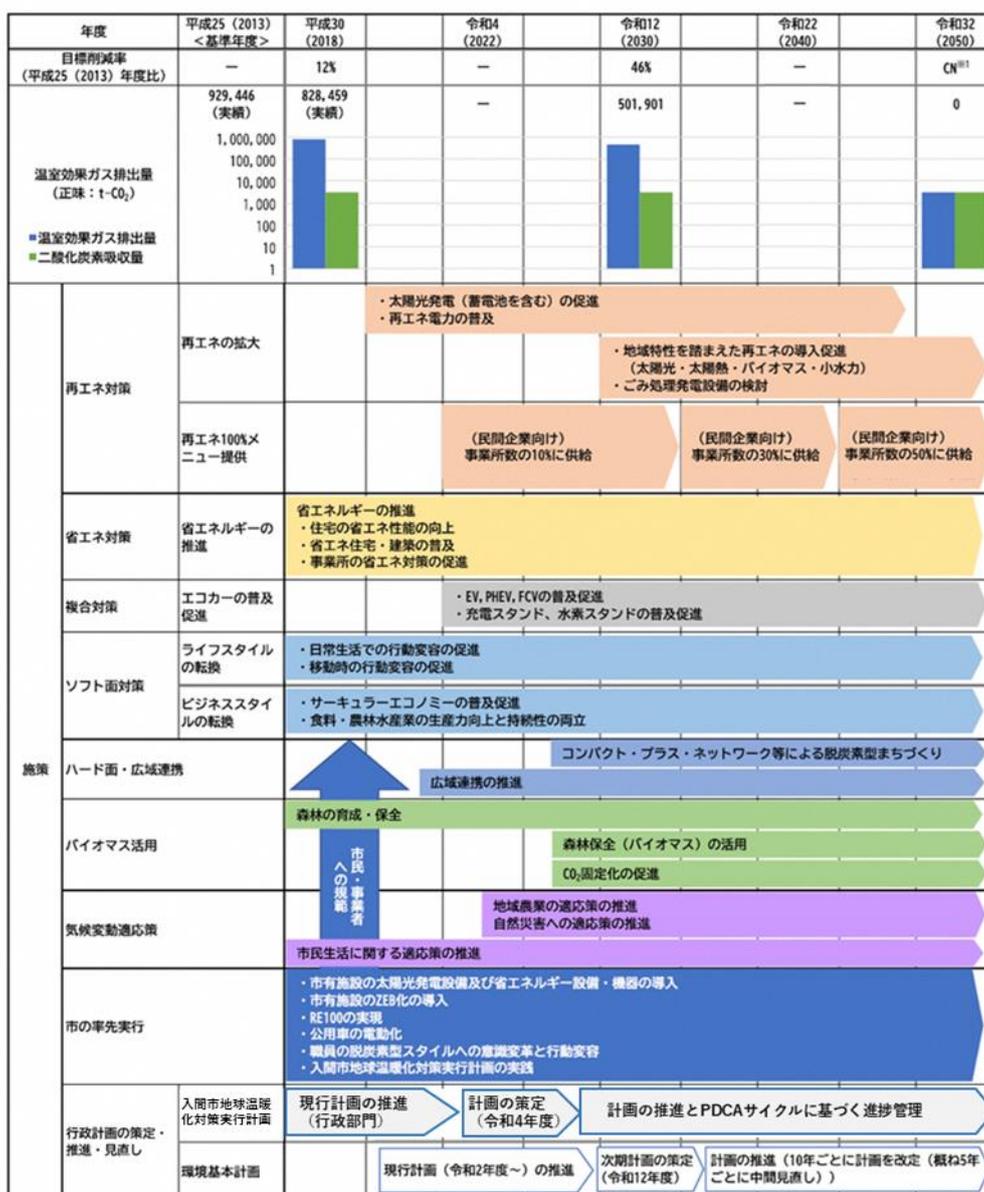


図 5.4-1 本市の事務事業でのCO2排出目標

5.5 脱炭素ロードマップについて

第三次入間市環境基本計画の施策に基づき、省エネルギー対策、気候変動対策及びバイオマス活用に資する森林の育成・保全を継続するとともに、市の率先行動によって市民・事業者の地球温暖化対策に向けた取組意欲を高めることで、ソフト面での効率化を図ります。ダイアプラン等の広域連携を踏まえながら、再生可能エネルギーの利用拡大などのハード面での対策を実施し、令和12(2030)年度46%削減、令和32(2050)年度カーボンニュートラル実現を目指します。



※1 CNとは「カーボンニュートラル」のことを指します。

図 5.5-1 目標達成に向けたロードマップ（脱炭素シナリオ）

6 地球温暖化対策に係る施策・取組

6.1 各主体の役割

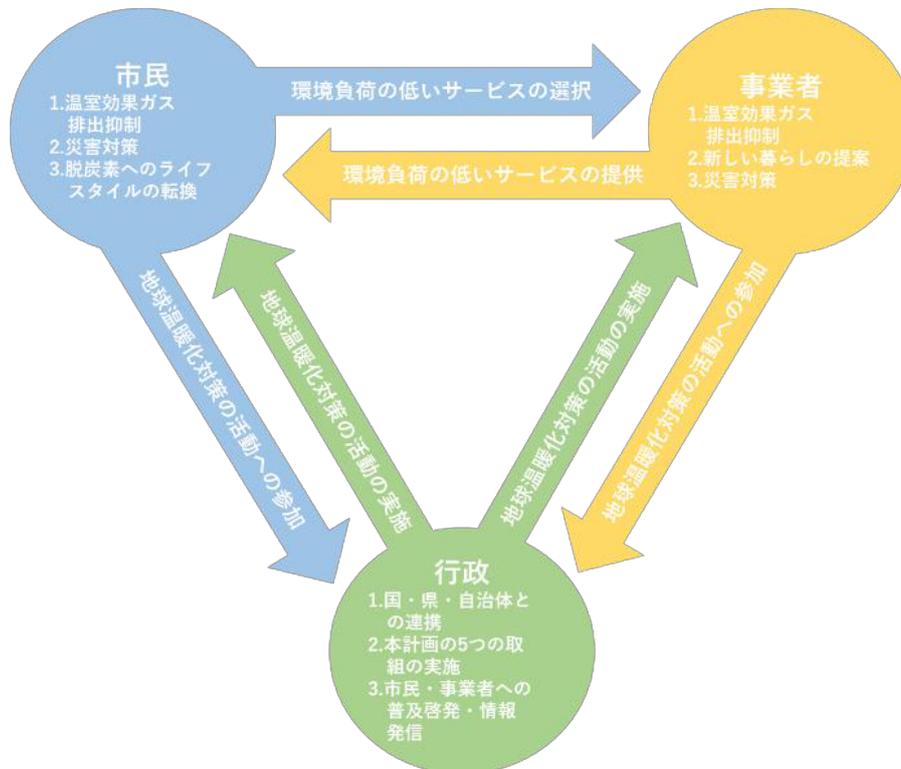


図 6.1-1 本計画の実施主体と役割

6.1.1 市民

市民は、気候変動に関する理解を深め、日常生活における温室効果ガスの排出を抑制するために、自らの温室効果ガス排出量・エネルギー消費量を把握し、排出を抑制するとともに、環境負荷が低い商品・エネルギー・サービス等を選択し、脱炭素化に向けたライフスタイルへ転換する等に努めることが期待されます。また、本市では多くの自治会・町内会やNPO等の市民団体の皆様にご活躍いただいているため、市民は地球温暖化対策に関する活動へ参加するとともに、各種団体が各主体と連携しながら、地球温暖化対策に関する取組を行うこと等が期待されます。

適応の観点では、市民は行政等が提供する防災情報や熱中症・感染症等の情報を収集・活用し、自らの生命・財産を守るための「自助」の行動につなげるとともに、地域のつながりを生かした「共助」の取組を進めること等が期待されます。

表 6.1-1 本計画における市民の取組

場面	内容
推進	国・県・関係自治体等との連携
	国・県・関係自治体等と連携し、地球温暖化の緩和、影響への適応策の効果的な推進に努めます。
	温室効果ガス排出抑制等のための計画
	温室効果ガスの排出抑制等のための総合的・計画的な対策の作成、ステークホルダー全員への共有を行い、推進していきます。
	気候変動の情報収集や適応策
取組	本計画にて掲げる将来像と目標の実現に向けて、本計画に基づく施策・取組を確実な実行を推進します。
	本計画5.4.2にて掲げた5つ取組
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入促進や省エネルギーの徹底、官民連携による公用車の電気自動車化によるゼロカーボンドライブの普及推進、本取組を通じた職員のライフスタイルの転換、民間企業へのビジネス創出の機会の拡大等を実施します。
	市民・事業者への取組
	市民や事業者への各種支援や、協働による活動、普及啓発・環境教育、情報収集・発信等に取り組みます。

6.1.2 事業者

事業者は、気候変動に関する理解を深め、パリ協定採択後の世界の潮流等を踏まえつつ、事業活動における温室効果ガスの排出を抑制するために、自主的な計画策定と実施状況の点検等、効果的・効率的な対策の実施等が期待されます。また、事業者は他の主体による温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための取組も推進し、商品・エネルギー・サービスの提供にあたり、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減及び情報提供をすること等が期待されます。さらに、大学・研究機関などによる技術開発・実証・普及展開、ESG 投資など、金融機関による環境に配慮した資金の流れの創出などが期待されます。

事業者は、今や地球温暖化対策は、大きな世界市場における事業機会を有すること、環境経営が国際的な生産分業の参加の要件になりつつあること等についても認識することが重要です。

適応の観点では、事業者は災害時における被害軽減や事業継続計画（BCP）の策定等を推進するとともに、将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開や技術・情報等の提供、研究機関における分析等が期待されます。

表 6.1-2 本計画における事業者の取組

場面	内容
抑制	温室効果ガス排出の抑制
	事業所における日常の省エネ行動、省エネ設備・機器の導入、自動車利用の抑制等に取り組みます。
	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの利用を進めます。
取組	環境負荷の低い商品・エネルギー・サービス等の提供
	環境・エネルギー分野に関する新技術・新製品の研究開発を行う
	環境負荷の低い商品・エネルギー・サービス等の提供に努めます。
	地球温暖化対策に関する活動等への積極参加
	地域や本市が実施するイベント、環境活動等に参加・協力します
	新しい暮らしの在り方の提案
提案	市民へ脱炭素化に向けたライフスタイルの提案をします。
	新しい暮らしの在り方の提案
対策	市民へ脱炭素化に向けたライフスタイルの提案をします。
	適応策としての事業継続計画
	災害時等の被害軽減や応急対応等について検討し、事業継続のための対策を進めます。

6.1.3 行政

行政は、国や社会の動向等を踏まえ、国、県、関係自治体等と連携しながら、温室効果ガスの排出抑制等のために総合的かつ計画的な対策・施策を推進し、計画の進捗管理等を行います。また行政は、気候変動に関する情報を市民・事業者幅広く発信・共有するとともに、普及啓発・環境教育を推進し、取組の促進等を行います。さらに、行政の自らの事務・事業に関する率先的な取組を推進します。

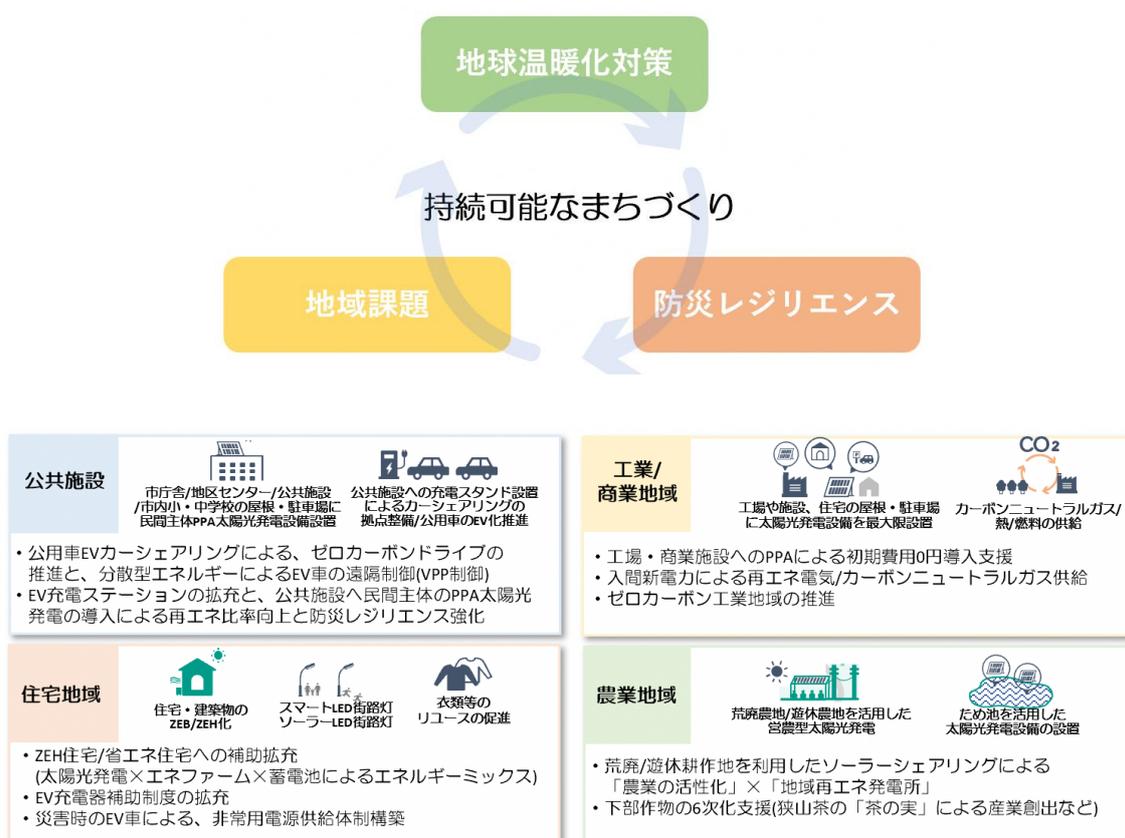
適応の観点では、行政は気候変動に関する情報収集やモニタリング等を行うとともに、気候変動や適応の観点を加えて施策を推進します。また、市内事業者の技術・情報等の活用を推進します。

表 6.1-3 本計画における行政の取組

分野	基本方針
推進	国・県・関係自治体等との連携
	国・県・関係自治体等と連携し、地球温暖化の緩和、影響への適応策の効果的な推進に努めます。
	温室効果ガス排出抑制等のための計画
	温室効果ガスの排出抑制等のための総合的・計画的な対策の作成、ステークホルダー全員への共有を行い、推進していきます。
	気候変動の情報収集や適応策
	本計画にて掲げる将来像と目標の実現に向けて、本計画に基づく施策・取組を確実な実行を推進します。
取組	本計画にて掲げた5つ取組
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入促進や省エネルギーの徹底、官民連携による公用車の電気自動車化によるゼロカーボンドライブの普及推進、本取組を通じた職員のライフスタイルの転換、民間企業へのビジネス創出の機会の拡大等を実施します。
	市民・事業者への取組
	市民や事業者への各種支援や、協働による活動、普及啓発・環境教育、情報収集・発信等に取り組みます。
	官民連携によるライフスタイルの転換等を促進する取組
	ゼロカーボンシティの実現に向けた計画や取組内容を市民・事業者へ共有し共感を得ながら、官民連携により脱炭素型ライフスタイルの転換を促す取組を通じて市民の行動変容を促進します。
	スタートアップ等の事業者と連携し、脱炭素型ビジネスの創出と技術・サービスの社会実装を推進します。

6.2 持続可能なまちづくり

世界的に地球温暖化対策における都市の役割の重要性が高まっており、本市においてはこれらの国内外の動向等を踏まえ、対策の強化を図るとともに、広く地球温暖化対策に貢献し、持続可能なまちづくりを実現していくことが必要です。本市では官民連携の「入間市ゼロカーボン協議会」を通じて、市民・事業者の意識や産業構造等の特性を考慮しつつ、「脱炭素」×「地域課題」の同時解決を目指して持続可能なまちづくりを目指します。



6.3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- 地域脱炭素化促進事業の目標：環境や社会に配慮しつつ、再生可能エネルギーを最大限に導入 ⇒FS 調査完了後、導入目標を検討し明記する
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）：市有公共施設
なお、促進区域外であっても、事業提案型で促進区域の提案が行われた場合には、個別に区域として設定することを検討することとします。
- 促進区域において整備する地域脱炭素促進施設の種類及び規模：
種類：太陽光発電
規模：⇒FS 調査完了後、導入目標を検討し明記する

- 地域脱炭素促進施設の整備の取組に関する事項：
 - ・再エネ発電施設の整備
 - ・省エネ設備の整備(LED照明、エネルギー高効率空調設備等)
- 地域の脱炭素化のための取組に関する事項：
 - ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を地域の住民・事業者に供給する取組
 - ・EV充電設備の整備等のまちづくりへの貢献
 - ・地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
 - ・再生可能エネルギー電気を水素として貯蔵し地域で活用するための取組
 - ・地域の森林整備などのCO₂吸収源対策
- 地域の環境の保全のための取組：各種規制を踏まえ、地域共生によって、再生可能エネルギーを導入。
 - ・ 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、反射光が差さないよう、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を行うこと。
 - ・ 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を行うこと。
 - ・ 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模(高さや大きさ)や配置を工夫すること、周辺景観に調和する色彩や形態とすること、できる限り見えないように植栽を施すこと。
 - ・ 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間に行動圏においてストレスを与えると繁殖等に影響があることが分かっていることから、現地調査によって行動圏を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を行うこと。
 - ・ 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育地の存在が明らかになっていることから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を避けること。
 - ・ その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去を行うこと。
- 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組：
 - ・ 地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画
 - ・ 再生可能エネルギーの供給に伴う収益の一部を地域経済に還元する

7 計画の推進体制・進捗管理

7.1 計画推進体制

① 各主体の連携

長期的な目標を視野に含め、三者(行政・市民・事業者)の連携が図られた計画の推進が求められています。三者が互いに協力・協働を図りながら、役割に応じた取組を推進します。

② 広域的な連携

国や県、近隣の地方自治体、特にダイアプランとして「ゼロカーボンシティ」共同宣言を発した本市を含む5市(所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)で緊密な連携を図りながら、広域的な視点をもって温室効果ガス排出量削減対策に取り組めます。

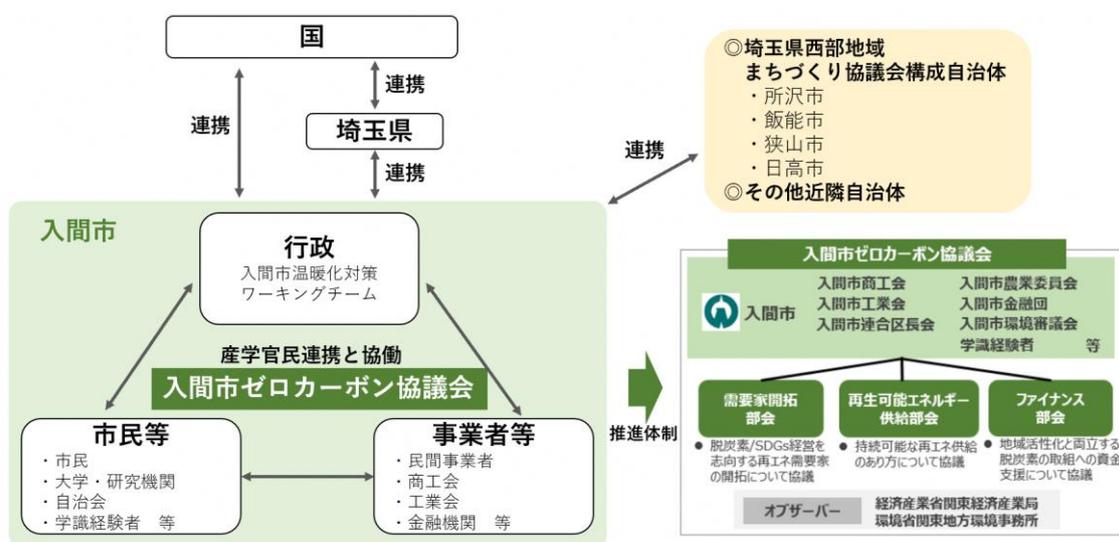


図 7.1-1 計画の推進体制 (イメージ)

7.2 計画進捗管理

区域の温室効果ガス排出量削減対策を着実に実行していくため、進捗管理は「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(点検・評価)」、「Act(見直し・改善)」のPDCA サイクルに基づき実施します。

なお、「Plan(計画)」及び「Check(点検・評価)」では、「入間市環境審議会条例」により設置された入間市環境審議会によって市民や事業者、知識経験者などの立場から厳正に審議することで、実効性のある施策の推進を図ります。さらに、市の行政としての役割を果たすため、「EMS(環境マネジメントシステム推進会議)」で総合的な調整や点検を行います。また、毎年度の進捗状況は事務局(エコ・クリーン政策課)がとりまとめ、公表することで、PDCA サイクルの運用を図ります。

表 7.2-1 進捗管理組織

組織名称	組織概要・役割
EMS (環境マネジメントシステム推進会議)	環境の現況、市民や事業者、入間市環境審議会からの意見・提案を踏まえ、温室効果ガス排出量削減対策となる施策の推進や計画の進行管理について、総合的な調整や点検を行うとともに、庁内関係部署の取組を促進していく役割を担います。
入間市環境審議会	環境基本法第 44 条に基づき制定された「入間市環境審議会条例」により、設置されています。本審議会は、市民や事業者、知識経験者などの参加により、環境の現況や環境の保全及び創造に関する各種施策の進捗状況などを点検、評価し、市民意見などを踏まえて、必要に応じより効果的な施策を検討し提言する役割を担っています。
事務局 (エコ・グリーン政策課)	地球温暖化対策実行計画の目標並びに修正案を作成し、推進会議に提出します。また、推進会議の庶務を行います。

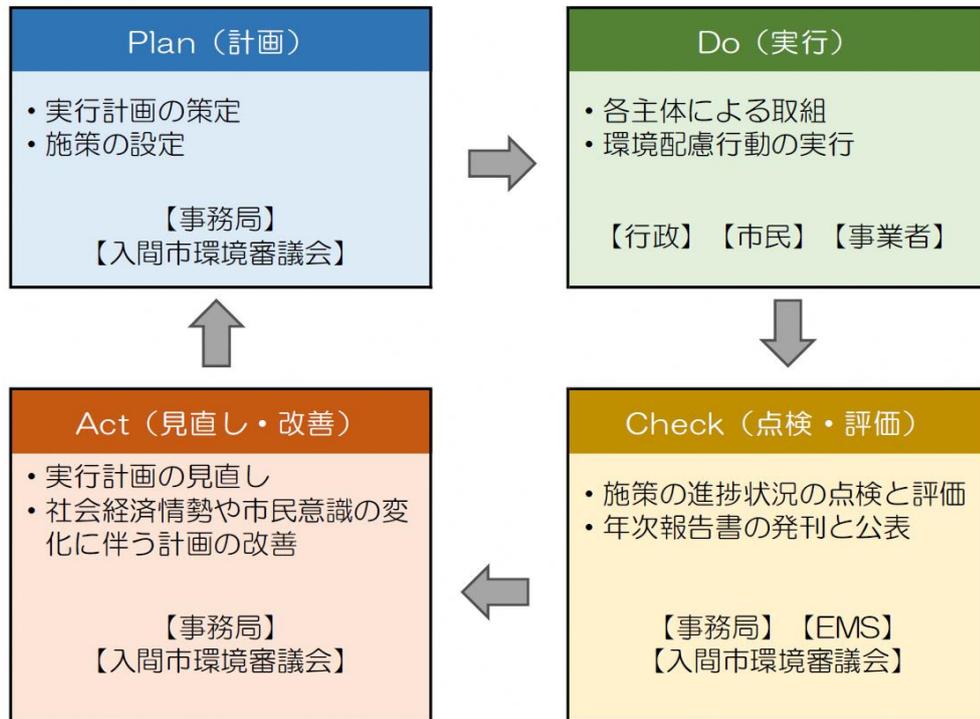


図 7.2-1 PDCA サイクルに基づいた実行計画の進捗管理 (イメージ)